

各位

会社名	株式会社BCJ-88
代表者名	代表取締役 杉本 勇次

## 富士ソフト株式会社株式（証券コード：9749）に対する 公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

株式会社BCJ-88（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年10月11日付「富士ソフト株式会社株式（証券コード：9749）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「2024年10月11日付プレスリリース」といいます。）において、富士ソフト株式会社（証券コード：9749。株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場。以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び下記「2. 買付け等の概要」の「（3）買付け等の価格」の「②新株予約権」の（i）乃至（iii）に記載の新株予約権（以下「本新株予約権」と総称します。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定した旨の公表をしておりました。

今般、同年11月15日付「F K株式会社による富士ソフト株式会社（証券コード：9749）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「第2回F K公開買付開始プレスリリース」といいます。）にてF K株式会社（以下「F K」といいます。）が対象者株式の買付け等の価格（以下「第2回F K公開買付価格」といいます。）を1株当たり9,451円として公開買付けを開始する旨を公表したこと、対象者の2024年11月15日付「F K株式会社による当社株券等に対する第2回公開買付け及び株式会社BCJ-88による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明の決議についてのお知らせ」（以下「対象者11月15日付意見表明プレスリリース」といいます。）にて、対象者の取締役会が、F Kが第2回F K公開買付開始プレスリリースで公表した公開買付け（以下「第2回F K公開買付け」といいます。）に対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権を所有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様に対して第2回F K公開買付けに応募することを推奨する旨並びに本買付条件等変更（以下に定義します。）前の本公開買付けに対して反対の意見を表明する旨を決議した旨を公表したことその他2024年10月11日付プレスリリース以降の状況の変化を総合的に勘案し、公開買付者は、本公開買付けに係る対象者株式1株あたりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を9,600円まで引き上げること、買付予定数の下限（21,370,674株、所有割合：33.91%）を設定すること（以下これらの変更を「本買付条件等変更」と総称します。）を決定いたしましたので、本買付条件等変更後の本公開買付けの内容について改めてお知らせいたします。

本公開買付けは、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見（以下「本賛同意見」といいます。）を表明することその他一定の前提条件（以下「本公開買付前提条件」といいます。）の全てが充足された場合（又は公開買付者により放棄された場合（ただし、公開買付者が放棄できるのは、本公開買付前提条件のうち①、②、③、④又は⑥の前提条件に限ります。以下同じです。））、公開買付者は、本公開買付けを速やかに実施することを予定しております。

本買付条件等変更後の本公開買付前提条件は、前提条件⑥を除いて2024年10月11日付プレスリリースで公表した本買付条件等変更前の本公開買付前提条件と同一であり、2024年11月11日付「富士ソフト株式会社株式（証券コード：9749）に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」でお知らせしたとおり、対象者の取締役会において本賛同意見が表明されれば、本買付条件等変更前の本公開買付前提条件の全てが充足される見込みです。公開買付者は、本買付条件等変更を踏まえ、本日、対象者の取締役会に対して本買付条件等変更後の本公開買付けの内容についての提案並びに協議及び交渉を再開することについての打診を行いました。

公開買付者は、本買付条件等変更に伴い本公開買付前提条件に含めた前提条件⑥を含む本公開買付前提条件が充足又は放棄されることを条件に、2025年1月下旬又は同年2月上旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しておりますが、本日、対象者の取締役会との協議及び交渉の再開を打診したところであり、対象者の取締役会との協議及び交渉に要する期間を正確に予想することが困難な状況であるため、本公開買付けの具体的なスケジュールについては、決定次第速やかにお知らせいたします。なお、本公開買付けの開始見込み時期が変更になった場合は、速やかにお知らせいたします。

なお、公開買付者が本日、本買付条件等変更後の本公開買付けの内容の提案に至ったのは、公開買付者が対象者に対して本買付条件等変更前の本公開買付価格を提示した2024年10月11日からF Kが対象者に対して本

買付条件等変更前の本公開買付価格を超える買付け等の価格を提示した同年11月15日までに1か月超の期間があったにもかかわらず、対象者は、公開買付者に対しては買付け等の価格の見直しのための機会を与えることなく、FKによる当該価格の提示と同日に反対意見を表明したためです。

## <本公開買付価格>

本公開買付価格は9,600円、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といいます。）は、第5回新株予約権買付価格1円、第6回新株予約権買付価格1円、第7回新株予約権買付価格1円です（第5回新株予約権買付価格、第6回新株予約権買付価格及び第7回新株予約権買付価格は、下記「2. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格」の「②新株予約権」の(i)乃至(iii)において定義します。）（本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の詳細については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」の記載をご参照ください。）。

公開買付者は、2024年10月11日付プレスリリースにおいて、本公開買付価格を9,450円としておりましたが、第2回FK公開買付開始プレスリリースにてFKが第2回FK公開買付価格を1株当たり9,451円として公開買付けを開始する旨を公表したことを踏まえ、より多くの対象者の株主の皆様の本公開買付けに応募していただくためには対象者の株主の皆様に対して第2回FK公開買付価格より高い金額での売却機会を提供することが必要であると考え、本公開買付価格を9,600円まで引き上げることを決定いたしました（以下「本公開買付価格変更」といいます。）。

ただし、本公開買付価格9,600円は、対象者が本公開買付けに係る決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）前を基準日とする剰余金の配当又は取得日とする自己株式の取得を行わないことを前提としております。対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けの開始日の前営業日までに、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当を行うことを決定した場合、又は上記配当を行う旨の議題を対象者の株主総会の目的とすることを決定した場合若しくは対象者の株主から当該議題を対象者の株主総会の目的とすることを請求する旨の株主提案がなされた場合には、当該配当における1株当たりの配当額を上記の本公開買付価格から控除する可能性があります。また、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けの開始日の前営業日までに、本決済開始日前を取得日とする自己株式の取得を行うことを決定した場合、又は上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会の目的とすることを決定した場合若しくは対象者の株主から当該議題を対象者の株主総会の目的とすることを請求する旨の株主提案がなされた場合には、当該自己株式の取得の対価の総額を対象者の発行済株式総数（対象者が所有する自己株式数を除きます。）で除した金額を上記の本公開買付価格から控除する可能性があります。なお、上記の事由に基づいて本公開買付価格の修正を行う必要がある場合、公開買付者は、本公開買付けの開始時点までに当該修正を行います。

本公開買付価格9,600円は、第2回FK公開買付価格より1株当たり149円高い金額となります。

また、公開買付者は、2024年10月11日付プレスリリースにおいて、本新株予約権買付価格を第5回新株予約権買付価格1,197,000円、第6回新株予約権買付価格1,059,600円、第7回新株予約権買付価格293,100円としておりましたが、FKが2024年9月5日付で開始した対象者株式及び本新株予約権に対する公開買付け（注1）（以下「第1回FK公開買付け」といいます。）が、買付予定数の下限が撤廃されたことで既に成立しており、第1回FK公開買付けにおいて本新株予約権の大部分が買付けられたことから、第1回FK公開買付けに対して応募することを希望していた本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けを通じた売却機会を提供する必要性が乏しくなったこと、及び本新株予約権については、対象者の役職員に対してストックオプションとして発行されたものであり、権利行使の条件として、新株予約権の行使時において対象者の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要するとされており、公開買付者が本新株予約権を取得したとしても行使することができないことを踏まえ、本新株予約権買付価格はいずれも1円とすることを決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けの成立後に本スクイーズ・アウト手続（下記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。）を実施することになった場合には、本新株予約権が対象者の役職員へのインセンティブ報酬として付与されていることに鑑み、本新株予約権者である対象者の役職員の皆様の不利益にならないよう、本スクイーズ・アウト手続の一環として、本新株予約権の放棄、対象会社による取得及び消却その他本新株予約権を消滅させるための手続（以下「放棄等」といいます。）にご協力いただくことを条件に、FKを除く本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に、本新株予約権の目的となる普通株式数に乗じた金額を交付することを予定しておりますが、その具体的な方法は本新株予約権者及び対象者と協議の上、決定することを想定しております。したがって、当該価格変更により、本公開買付けへの応募を希望されていた本新株予約権者の皆様に対する経済的な不利益が生じることはないと考えております。

（注1）FKは、FKの2024年9月4日付「FK株式会社による富士ソフト株式会社（証券コード：9749）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「第1回FK公開買付開始プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、対象者の株主をFKのみとし、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式を非公開化することを目的とした一連の取引の一環として、2024年9月5日から2024

年10月21日までを買付け等の期間として、第1回F K公開買付け(買付予定数の下限:33,658,500株、買付予定数の上限:なし)を開始していましたが、F Kが第1回F K公開買付けに関して2024年9月19日付で提出した訂正公開買付け届出書(以下「9月19日付F K訂正公開買付け届出書」といいます。)によれば、かかる公開買付けを二段階とし、第1回F K公開買付けにおける買付予定数の下限を撤廃(以下「本F K下限撤廃」といいます。)するとともに、第1回F K公開買付けが成立し、決済が完了した後に、実務上可能な範囲で速やかに、対象者株式及び本新株予約権に対する第2回F K公開買付け(買付予定数の下限:33,658,500株から第1回F K公開買付けに応募された株券等の数を控除した株式数、買付予定数の上限:なし)を開始すること(本F K下限撤廃と併せて、以下「本F Kスキーム変更」といいます。)を決定したとのことです。また、F Kが第1回F K公開買付けに関して2024年10月21日付で提出した訂正公開買付け届出書(以下「10月21日付F K訂正公開買付け届出書」といい、9月19日付F K訂正公開買付け届出書と併せて「F K訂正公開買付け届出書」と総称します。)によれば、第1回F K公開買付けの期間が同年11月5日まで延長されたとのことです。その後、F Kが同年11月6日に公表した「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」(以下「F K公開買付け結果プレスリリース」といいます。)によれば、第1回F K公開買付けは、22,131,902株(株式に換算した応募数、所有割合(下記「1. 買付け等の目的等」の「(1)本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。):35.11%)の応募により同月5日付で成立し、F Kは、22,131,902株(株式に換算した買付数、所有割合:35.11%)の買付けを行ったとのことです。その後、F Kは、第2回F K公開買付け開始プレスリリースに記載のとおり、第2回F K公開買付け価格を9,451円とした上で、2024年11月20日から第2回F K公開買付けを開始しました。なお、第1回F K公開買付け及び第2回F K公開買付けを、個別に又は総称して以下「F K公開買付け」といいます。

なお、本日現在の本公開買付け及び第2回F K公開買付けの主要な買付条件の比較は以下のとおりです。

	本公開買付け	第2回F K公開買付け
公開買付け価格	普通株式1株につき、9,600円 第5回新株予約権1個につき、1円 第6回新株予約権1個につき、1円 第7回新株予約権1個につき、1円	普通株式1株につき、9,451円 第5回新株予約権1個につき、1,197,200円 第6回新株予約権1個につき、1,059,800円 第7回新株予約権1個につき、293,200円
買付予定数の上限	なし	なし
買付予定数の下限	21,370,674株 (所有割合:33.91%)	12,133,398株 (所有割合:19.25%)

#### <本公開買付け前提条件>

本公開買付けは、本公開買付け前提条件の全てが充足された場合(又は公開買付け者により放棄された場合)に、開始いたします。本公開買付け前提条件の内容は以下のとおりです。

- ① 本公開買付けに対して、対象者が本賛同意見を表明する旨の対象者における取締役会決議がなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる賛同意見が変更又は撤回されていないこと
- ② 対象者及びその子会社において、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みま。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツに掲げる事項が決定されておらず、(ii)対象者において、同項第3号イ乃至チ及び第4号に定める事項が発生しておらず、(iii)対象者の重要な子会社に同項第3号イ乃至トに掲げる事項が発生しておらず、(iv)対象者において、同条第2項第3号乃至第6号に定める事項が発生しておらず、また、(v)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明し、かつ、公開買付け者が当該虚偽記載等があることを知らないこと(ただし、(i)乃至(iv)のいずれについても、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第26条において軽微なものとして定められるものを除

きます。)

- ③ 対象者グループ(下記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者の概要」において定義します。以下同じです。)の事業、財務状況、経営状況、資産、負債、キャッシュ・フロー若しくは今後の見通し、又は関連する経済及び市場状況に重大な悪影響を与え得る事態が生じていないことその他対象者グループにおいて公開買付者の本公開買付けを開始する判断に重要な影響を与えると合理的に認められる事象(注2-1)が生じていないこと
- ④ 本取引(下記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。)の実施に必要な各国の競争法を含む法令等に基づく許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類するものその他の行為又は手続(以下「許認可等」といいます。)の取得又は履践(以下「本クリアランス取得」と総称します。)が完了し、又は完了が合理的に見込まれていること(注2-2)
- ⑤ 公開買付者が、対象者に係る業務等に関する重要事実(法第166条第2項に定めるものをいいます。)で対象者が公表(法第166条第4項に定める意味を有します。)していないものを認識していないこと
- ⑥ 第2回F K公開買付けが撤回され又は不成立となっていること

(注2-1)かかる事象には、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けの開始日の前営業日までに、(a)本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当を行うことを決定した場合、又は上記配当を行う旨の議題を対象者の株主総会の目的とすることを決定した場合若しくは対象者の株主から当該議題を対象者の株主総会の目的とすることを請求する旨の株主提案がなされた場合、又は(b)本決済開始日前を取得日とする自己株式の取得を行うことを決定した場合、又は上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会の目的とすることを決定した場合若しくは対象者の株主から当該議題を対象者の株主総会の目的とすることを請求する旨の株主提案がなされた場合を含みます。

(注2-2)公開買付者は、本日現在、現時点までに入手可能であった公開情報及び対象者から共有を受けた情報を基に検討した結果、本取引の実施にあたっては、(i)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)、(ii)外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外国為替及び外国貿易法」といいます。)、並びに(iii)ベトナムの競争法に基づく許認可等の取得がそれぞれ必要になると判断しております。

#### <本公開買付前提条件に係る公開買付者の認識>

##### (1) 前提条件①について

公開買付者は、①本取引を実施するためには、対象者が、対象者の株主の皆様や従業員の皆様を含むステークホルダーの利益も考慮した上で、公開買付者が企業価値向上に向けたベストパートナーであるという結論に至っていることが重要と考えていること、②対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に、公開買付者の提案が、対象者の企業価値の最大化に資するものであり、かつ、当該企業価値の最大化を踏まえた本公開買付価格を含む本公開買付けの条件が、対象者ひいては対象者の株主及び本新株予約権者の皆様にとって魅力的な提案であることを十分にご理解いただいた上で本公開買付けに対する応募の是非をご判断いただきたいと考えていることから、本公開買付けを実施するにあたって対象者取締役会にも公開買付者の提案を十分にご理解いただいた上でご賛同いただき、その旨を対象者の株主及び本新株予約権者の皆様にご表明いただくことが重要であると考えております。以上を踏まえて、本公開買付けを実施するにあたり、対象者取締役会の賛同を得た上で進めるべく、前提条件①を本公開買付前提条件に含めております。

対象者の2024年8月8日付「F K株式会社による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者8月8日付意見表明プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2024年8月8日開催の取締役会において、F K公開買付けが開始された場合には、F K公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、F K公開買付けへの応募を推奨する旨を決議し、また、対象者の2024年9月4日付「F K株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」によれば、対象者は、2024年9月4日開催の取締役会において、改めてF K公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、F K公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。さらに、対象者の2024年9月26日付「(変更)「F K株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更について」(以下「対象者9月26日付意見表明プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、第1回F K公開買付けに対して2024年9月26日付で、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第370条に基づく決議(取

締役会の決議に代わる書面決議)により、本F Kスキーム変更を踏まえても、引き続き第1回F K公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、引き続き第1回F K公開買付けに応募することを推奨する旨の決定をしたとのこと。なお、対象者の取締役会は、この時点においては、第2回F K公開買付けに対する意見については決定しておらず、当該意見は第2回F K公開買付けの開始時に決定することを予定していたとのこと。

その後、公開買付者は、下記「1. 買付け等の目的等」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2024年10月11日付で、対象者取締役会及び特別委員会に対して、本取引に係る法的拘束力のある提案(以下「本提案」といいます。)を提出し、2024年10月11日付プレスリリースにおいて本買付条件等変更前の本公開買付けの開始を公表いたしました。2024年10月18日付「(変更)F K株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更について(以下「対象者10月18日付意見表明プレスリリース」といいます。)の公表によって、対象者が、2024年10月11日付プレスリリースの公表を踏まえた検討の結果、2024年10月18日開催の取締役会において、F K公開買付けに対して引き続き賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、F K公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持すること、並びに、第1回F K公開買付けに応募することを引き続き推奨するものの、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様、ベインキャピタルの提案の存在を考慮し、第1回F K公開買付けには応募せず、ベインキャピタルの提案の帰趨を踏まえつつ、第2回F K公開買付けへの応募を選択することも合理的である旨を同時に付言することについて、決議に参加した取締役の過半数の賛成により決定したことを認識いたしました。なお、対象者10月18日付意見表明プレスリリースによれば、同日開催の対象者取締役会において、対象者が対象者10月18日付意見表明プレスリリースにおいて上記意見を表明することについて、審議及び決議に参加しなかった対象者の代表取締役である坂下智保氏を除く取締役11名のうち7名の賛成により、決議した(なお、第1回F K公開買付けに対して引き続き賛同を表明するという点については、審議及び決議に参加しなかった坂下氏を除く取締役11名の全員が賛成した)とのことであり、決議に参加した対象者の取締役のうち4名は、第1回F K公開買付けの買付け等の価格が普通株式1株につき8,800円(以下「第1回F K公開買付価格」といいます。)、第5回新株予約権1個につき1,067,000円、第6回新株予約権1個につき929,600円、第7回新株予約権1個につき228,100円(以下「第1回F K新株予約権買付価格」と総称します。)であるのに対し、買付け等の価格を普通株式1株につき9,450円、第5回新株予約権1個につき1,197,000円、第6回新株予約権1個につき1,059,600円、第7回新株予約権1個につき293,100円とする2024年10月11日付本提案がなされており、対象者及び対象者特別委員会がF Kに対し、F K公開買付けの買付条件について変更する予定があるか否かについて確認を行ったものの、2024年10月18日現在において、F Kよりかかる変更の予定は示されていないことを踏まえると、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様はF K公開買付けに応募することを推奨することの是非については、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様にとっての分かりやすさを高める観点から、F K公開買付けに係る応募の推奨についてはこれを撤回した上で、表現をより中立的なものとするとし、F K公開買付けに応募するか否かは対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねるといった表現により立場を表明する方が望ましいとして、第1回F K公開買付けに対する応募推奨を維持することに反対の意思を示したとのこと。

公開買付者としては、①F K公開買付け及び本公開買付けのように現金対価による全部買収(最終的に対象者株式の全てを取得することに買収者がコミットしている買収)の場合には、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様は対象者株式及び本新株予約権への投資から利益(支配権プレミアムも含まれます。)を得る最後の機会となるため、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様にとっては価格面での取引条件が最も重要となると考えており、第1回F K公開買付価格及び第1回F K新株予約権買付価格よりも有利な本公開買付価格及び本新株予約権買付価格で売却することを希望する対象者の株主(以下「売却希望株主」といいます。)及び本新株予約権者(以下「売却希望新株予約権者」といいます。)の皆様は売却機会を与える本買付条件等変更前の本公開買付けは対象者の株主共同の利益に資するものであり、また、②買付価格が高いことは公開買付者が株主としてのリスクを負った上で対象者の企業価値を高める自信のある経営方針を有していることを意味するものであり、公開買付者による本提案が企業価値向上の観点からもより優位な提案であることは明らかであるとと考えておりました。かかる考えのもと、公開買付者は、その後も2024年10月24日及び同月29日の二度にわたり、対象者特別委員会に対する説明セッションを実施するなど、対象者及び対象者特別委員会に本提案の内容についてご理解いただけるよう、引き続き対象者との協議・交渉を進めて参りましたが、前提条件①が充足されないまま、F K公開買付け結果プレスリリースによれば、同年11月5日、第1回F K公開買付けは、22,131,902株(株式に換算した応募数、所有割合:35.11%)の応募により、同日付で成立し、F Kが22,131,902株(株式に換算した買付数、所有割合:35.11%)の買付けを行ったとのこと。

公開買付者は、その後も引き続き対象者との協議・交渉を進めて参りましたが、対象者11月15日付意見表明プレスリリースによれば、F Kが第2回F K公開買付価格を本買付条件等変更前の本公開買付価格である9,450円よりも1円高い9,451円としたことにより、対象者の取締役会は、第2回F K公開買付けに対して賛同

の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して第2回F K公開買付けに応募することを推奨する旨並びに本買付条件等変更前の公開買付けに対して反対の意見を表明する旨を決議したとのことです。対象者11月15日付意見表明プレスリリースによれば、対象者の特別委員会は、価格面において、本買付条件等変更前の本公開買付けが第2回F K公開買付けより優れている点はないこと等を踏まえて本買付条件等変更前の本公開買付けに対して反対の意見を表明する旨を決議したとのことですが、本公開買付価格変更を踏まえれば、引き続き、本公開買付けの方が第2回F K公開買付けよりも対象者の株主の皆様に対して第2回F K公開買付価格よりも高い価格で対象者株式の売却機会を与えるものとなります。

公開買付者としては、(a)本買付条件等変更後の本提案においては、買収対価や取引の主要条件を具体的に明示していること、(b)下記「1. 買付け等の目的等」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③本公開買付け後の経営方針」に記載の本公開買付け後の経営方針を示していること、(c)下記「1. 買付け等の目的等」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本取引は、ベインキャピタルによる成長戦略・事業構造変革の設計・遂行や人的支援等を通じ、対象者を全面的に支援することで対象者の企業価値を最大化させることを目的としており、買収価格の吊り上げや競合他社からの情報収集等を行う目的で行われたものではないこと、(d)本公開買付けの買付代金は、509,033,718,130円(買付予定数(53,576,345株)から第6回新株予約権(1,310個)及び第7回新株予約権(2,900個)の目的となる株式数(第6回新株予約権:262,000株、第7回新株予約権:290,000株)を控除した数(53,024,345株)に本公開買付価格(9,600円)を乗じた金額に、2024年11月19日現在残存する第6回新株予約権の個数(1,310個)に第6回新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額及び同日現在残存する第7回新株予約権の個数(2,900個)に第7回新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額を加えた金額を記載しております。本日以降の株式数の変動等により、本公開買付けにおける実際の買付予定数の数値が異なった場合には変動する可能性があります。)であるところ、本公開買付けに係る決済には、国内金融機関からの借入れ(以下「本銀行融資」といいます。)及び公開買付親会社からの出資(以下「本出資」といいます。)を用いる予定であり、国内金融機関から2,900億円を上限として融資を行う用意がある旨のコミットメントレターを2024年10月10日付で取得しており、また、ベインキャピタルから3,055億円のエクイティ・ファイナンスについての意向を証する書面(Equity Commitment Letter)を2024年12月10日付で取得しているため、決済資金の準備も完了していること、(e)本日現在、本公開買付前提条件の充足の重大な障壁となる事実を認識しておらず、2025年1月下旬又は同年2月上旬を目途に本公開買付前提条件を充足した上で本公開買付けを開始することができるものと考えていることも踏まえると、公開買付者による本取引に係る提案は、その具体性・目的の正当性・実現可能性に照らして、企業買収行動指針における「真摯な買収提案」(同指針3.1.2)に該当し、対象者において引き続き真摯な検討が求められるものと考えております。そして、上記のとおり、対象者は、第2回F K公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、第2回F K公開買付けに応募することを推奨する旨の決定をしたとのことですが、(f)本取引は、ベインキャピタルによる成長戦略・事業構造変革の設計・遂行や人的支援等を通じ、対象者を全面的に支援することで対象者の企業価値を最大化させるものであること、(g)本公開買付価格9,600円は、第2回F K公開買付価格(1株当たり9,451円)よりも高く設定されていることを踏まえると、対象者、対象者の株主の皆様にとってF K公開買付けより魅力的な提案であり、企業買収行動指針3.1.2において、真摯な検討を進めるにあたっては買収価格等の取引条件が軽視されるようなことがあってはならないとされていること、同指針3.2.1において、対抗提案がされることにより、取引条件が異なる複数の提案が提示され、公知となった場合には、株主の利益に配慮しているか(価格等の取引条件について最善の選択をしているか)という問題が顕在化しやすく、市場における説明責任を果たす必要が高まるとされていること、及び同指針3.2.2において、現金対価による全部買収の提案においては、株主にとっては価格面での取引条件の適正さが特に重要となるとされていることを踏まえると、本提案は、対象者の企業価値の向上及び対象者の株主の共同の利益の確保の観点に照らして、対象者取締役会において真摯にご検討いただいた上で、対象者取締役会より賛同いただける内容であると確信しております。

公開買付者は、本買付条件等変更を踏まえて、対象者取締役会に公開買付者の提案の内容につき改めて正しくご理解いただき、これに賛同いただけるよう、対象者取締役会との間の協議・交渉を継続する予定です。

## (2) 前提条件②及び③について

本日現在、(i)対象者及びその子会社において、令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツに掲げる事項は決定されておらず、(ii)対象者において、同項第3号イ乃至チ及び第4号に定める事項は発生しておらず、(iii)対象者の重要な子会社に同項第3号イ乃至トに掲げる事項は発生しておらず、(iv)対象者において、同条第2項第3号乃至第6号に定める事項は発生しておらず、また、(v)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明し、かつ、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らないという事態は生じておりません(ただし、(i)乃至(iv)のいずれについても、府令第26条において軽微なものとして定められるものを除きます。)。また、公開買付者は、対象者グループの事業、財務状況、経営状況、資産、負債、キャッシュ・フロー若しくは今後の見

通し、又は関連する経済及び市場状況に重大な悪影響を与え得る事態が生じていないことその他対象者グループにおいてペインキャピタルの本公開買付けを開始する判断に重要な影響を与えると合理的に認められる事象は認識しておりません。

### (3) 前提条件④について

上記前提条件④については、上記(注2)に記載のとおり、(i)独占禁止法、(ii)外国為替及び外国貿易法及び(iii)ベトナムの競争法に基づく許認可等が必要と判断しております。

上記前提条件④のうち独占禁止法につきましては、(ア)本公開買付け期間の末日の前日までに取得禁止期間(以下(i)に定義します。)及び排除期間(以下(i)に定義します。)が満了すること、(イ)排除措置命令の事前通知(以下(i)に定義します。)がなされないこと、及び(ウ)裁判所より緊急停止命令を受けないことの全てが合理的に見込まれると公開買付け者が判断した場合に、これが充足されたものとします。また、上記前提条件④のうち、外国為替及び外国貿易法につきましては、(エ)本公開買付け期間の末日の前日までに以下(ii)に記載する待機期間が満了すること、及び(オ)以下(ii)に記載の対内直接投資等又は特定取得に係る内容の変更や中止を勧告がなされないことの全てが合理的に見込まれると公開買付け者が判断した場合に、これが充足されたものとします。上記前提条件④のうち、ベトナムの競争法につきましては、(カ)本公開買付け期間の末日の前日までにベトナム国家競争委員会により本株式取得(以下(i)に定義します。)が承認されること、又は(キ)ベトナム国家競争委員会が以下(iii)に記載の初期的審査の期間内に、届出に対する応答をしない場合には、その初期的審査の期間経過することが合理的に見込まれると公開買付け者が判断した場合に、これが充足されたものとします。

本クリアランス取得に向けた手続の状況は以下のとおりですが、(i)独占禁止法については、2024年10月29日の経過をもって手続が完了しており、(ii)外国為替及び外国貿易法については、届出の状況を総合的に判断し、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「本公開買付け期間」といいます。)の末日の前日までに手続が完了すると合理的に見込まれるものと判断しており、また、(iii)ベトナムの競争法についても、ベトナム現地法律事務所の助言を踏まえ、本公開買付け期間の末日の前日までに手続が完了すると合理的に見込まれるものと判断しており、本公開買付けの開始時期に影響を与えない見込みです。

#### (i) 独占禁止法

公開買付け者は、独占禁止法上、公正取引委員会に対して、本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、事前届出受理の日から30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは対象者株式を取得することができません(以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法上、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為は禁止されており(独占禁止法第10条第1項)、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命じ(以下「排除措置命令」といいます。)、又は裁判所に対し緊急停止命令の申立てを行うことができます。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、排除措置命令の名宛人になるべき者について意見聴取を行わなければならず、意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「排除期間」といいます。)内に行うこととされております。

公開買付け者は、2024年10月18日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。公開買付け者は、公正取引委員会から30日間の取得禁止期間を11日に短縮する旨の「禁止期間の短縮の通知書」を2024年10月29日付で受領したため、同日の経過をもって取得禁止期間が終了しております。なお、公開買付け者は、公正取引委員会から「排除措置命令を行わない旨の通知書」を上記「禁止期間の短縮の通知書」と併せて2024年10月29日付で受領しております。

#### (ii) 外国為替及び外国貿易法

公開買付け者は、本取引による対象者株式の取得(以下「本対象者株式取得」といいます。)に関して、外国為替及び外国貿易法第27条第1項及び第28条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行う必要があります。当該届出の受理後、公開買付け者が本対象者株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得が、国の安全等に係る対内直接投資等又は特定取得に該当すると認め

られた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等又は特定取得に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、2024年10月16日付で財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2024年10月30日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために、一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2024年10月31日付で上記届出を取り下げました。本日現在、再度の届出は行っておりませんが、本日以降、準備が整い次第速やかに届出を行う予定であり、当該届出に係る誓約事項に関して当局との折衝を特段の支障なく進めていることを踏まえ、再度の届出が受理された後、法定の待機期間中に本株式取得に係る承認を取得できる見込みですが、当該待機期間は短縮される可能性があります。

### (iii) ベトナム競争法

公開買付者は、ベトナムの競争法に基づき、ベトナム国家競争委員会に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。ベトナム国家競争委員会によって当該届出が受理された日から一定の審査期間（初期的審査は30日ですが、正式審査に入った場合180日まで延長される可能性があります。）が定められており、ベトナム国家競争委員会が本株式取得を承認したときは、公開買付者は、本株式取得を実行することができます。また、ベトナム国家競争委員会が初期的審査の期間内に、届出に対する応答をしない場合には、その初期的審査の期間経過の後に本株式取得を実行することができます。

公開買付者は、本株式取得についての事前届出を2024年10月18日（現地時間）付でベトナム国家競争委員会に提出し、2024年11月27日（現地時間）付で、ベトナム国家競争委員会から当該届出が受理されたことを確認する文書が発出され、公開買付者は、2024年12月4日に当該通知を受領しており、ベトナム現地法律事務所の助言を踏まえ、初期的審査に必要となる30日が経過する2024年12月27日（現地時間）までに、本株式取得に関する承認を取得できる見込みですが、ベトナム国家競争委員会から本株式取得を承認することを決定する旨の通知を実際に受領する日は2025年1月上旬頃となる可能性があると考えております。

## (4) 前提条件⑤について

公開買付者が、対象者に係る業務等に関する重要事実であって対象者が公表（法第166条第4項に定める意味を有します。本（4）において以下同じです。）していないものを認識した上で本公開買付けを開始する場合、本公開買付けに基づく対象者株式の取得がインサイダー取引規制に抵触するおそれがあるため、上記前提条件⑤を本公開買付け前提条件に含めております。公開買付者は、本日現在、対象者に係る業務等に関する重要事実であって対象者が公表していないものは認識しておりません。

## (5) 前提条件⑥について

第2回F K公開買付けにおいては、第2回F K公開買付け後にF Kが所有する対象者株式の数が、2024年11月20日現在、F Kが所有する対象者株式の数21,413,302株（所有割合：33.97%）と併せて33,546,700株（所有割合にして53.22%）以上となるように、買付予定数の下限を12,133,398株（所有割合：19.25%）と設定しているとのことです。これに対して、本公開買付けにおいては、下記「1. 買付け等の目的等」の「（1）本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付け後に公開買付者が所有する議決権の割合が、不応募合意株式（下記「1. 買付け等の目的等」の「（1）本公開買付けの概要」に定義します。）及び不応募合意新株予約権（下記「1. 買付け等の目的等」の「（1）本公開買付けの概要」に定義します。）と併せて、対象者潜在株式勘案後株式総数（63,028,271株）に係る議決権数（630,282個）の50.10%以上となるように、買付予定数の下限を21,370,674株（所有割合：33.91%）とすることを予定しております。そのため、第2回F K公開買付けと本公開買付けは両立しない関係にあり、本買付条件等変更に伴い上記前提条件⑥を本公開買付け前提条件に含めております。なお、上記前提条件⑥が成就していない場合であっても、公開買付者は、第2回F K公開買付けが成立していない限り、第2回F K公開買付けの公開買付け期間中であっても、上記前提条件⑥を放棄して本公開買付けを開始する可能性があります。

上記のとおり、対象者の取締役会において本賛同意見が表示されれば、本買付条件等変更前の本公開買付け前提条件の全てが充足される見込みです。公開買付者は、本買付条件等変更を踏まえ、本日、対象者の取締役会に対して本買付条件等変更後の本公開買付けの内容についての提案並びに協議及び交渉を再開することについての打診を行いました。

公開買付者は、本買付条件等変更に伴い本公開買付け前提条件に含めた前提条件⑥を含む本公開買付け前提条件が充足又は放棄されることを条件に、2025年1月下旬又は同年2月上旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しておりますが、本日、対象者の取締役会との協議及び交渉の再開を打診したところであり、対象



者の取締役会との協議及び交渉に要する期間を正確に予想することが困難な状況であるため、本公開買付けの具体的なスケジュールについては、決定次第速やかにお知らせいたします。なお、本公開買付けの開始見込み時期が変更になった場合は、速やかにお知らせいたします。

なお、本プレスリリースが本公開買付けの「開始」ではなく、「開始予定」のご案内となりましたのは、主として、上記前提条件①を充足するために、本日以降、対象者の取締役会との間の本賛同意見の表明に向けた協議・交渉を行うことが必要となるためです。

## 1. 買付け等の目的等

### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ（以下、個別に又は総称して「ベインキャピタル」といいます。）により議決権の全てを間接的に所有されている株式会社BCJ-87（以下「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、対象者株式を所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として2024年10月2日に設立された株式会社です。本日現在、ベインキャピタル、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式及び本新株予約権を所有していません。

ベインキャピタルは、全世界で約1,850億米ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては2006年に東京拠点を開設して以来、60名以上の従業員により投資先の企業価値向上に向けた取組みを進めております。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有するプロフェッショナルを中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、以下のとおりの価値向上施策を成功に導いた実績を有しております。ベインキャピタルは、日本においては、株式会社ティーガイア、トランコム株式会社、株式会社スノーピーク、株式会社アウトソーシング、株式会社T&K TOKA、株式会社システム情報（現株式会社SI&C）、株式会社IDAJ、株式会社エビデント（旧オリンパスの科学事業を承継）、インパクトホールディングス株式会社、株式会社マッシュホールディングス、日立金属株式会社（現株式会社プロテリアル）、株式会社トライステージ（現株式会社ストリートホールディングス）、株式会社Linc'well、日本セーフティー株式会社、株式会社イグニス、株式会社キリン堂ホールディングス、ヘイ株式会社（現STORES株式会社）、昭和飛行機工業株式会社、チーターデジタル株式会社（現エンバーポイント株式会社）、株式会社Works Human Intelligence、東芝メモリ株式会社（現キオクシア株式会社）等、36社に対して、そしてグローバルでは1984年の設立以来約400社、追加投資を含めると約1,450社以上に対して投資実績を有しております。

今般、公開買付者は、本公開買付前提条件の全てが充足（又は公開買付者により放棄）されていることを条件として、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式の全て（ただし、譲渡制限付株式報酬として対象者の各取締役及び各執行役員に付与された対象者の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、不応募合意株式（以下に定義します。）及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全て（ただし、不応募合意新株予約権（以下に定義します。）を除きます。）を取得することにより、本日現在、東証プライム市場に上場している対象者株式を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定しました。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2024年10月11日付で、対象者の創業者であり対象者の第5位株主（2024年6月30日現在）である野澤宏氏（所有株式数：3,531,058株、所有割合（注4）：5.60%、所有する本新株予約権の数：40個、所有割合：0.01%、以下「野澤氏」といいます。）、野澤氏の資産管理会社であり対象者の第2位株主（2024年6月30日現在）である有限会社エヌエフシー（所有株式数：6,056,800株、所有割合9.61%、以下「エヌエフシー」といいます。）及び野澤氏の親族である野澤智恵子氏（所有株式数：610,668株、所有割合：0.97%）（以下「本不応募合意株主」と総称します。）との間で、それぞれ公開買付不応募契約（以下「本不応募契約」といいます。）を締結し、本不応募合意株主が所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：10,198,526株、所有割合16.18%、以下「不応募合意株式」といいます。）及び本新株予約権（本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含みます。所有する本新株予約権の合計数：40個、所有割合：0.01%、以下「不応募合意新株予約権」といいます。）の全てについて、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。また、公開買付者は、野澤氏の親族である野澤則子氏（所有株式数：1,158,156株、所有割合：1.84%）、野澤佳子氏（所有株式数：167,600株、所有割合：0.27%）氏、及び竹内可奈氏（所有株式数：167,600株、所有割合：0.27%）（以下「本応募合意株主」と総称します。）との間で、それぞれ公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、本応募合意株主が所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：1,493,356株、所有割合の合計：2.37%、以下「応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨を合意しております。本応募契約及び本不応募契約の詳細については、下記「（6）本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(注4) 「所有割合」とは、(i) 対象者が2024年11月7日に提出した2024年12月期第3四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)(以下「対象者第3四半期(中間期)決算短信」といいます。)に記載された2024年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(67,400,000株)に、(ii) 対象者が公表した情報によれば、2024年11月19日現在残存し、同日現在行使期間が到来している第5回新株予約権(下記「2. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格」の「②新株予約権」において定義します。以下同じです。)(1,089個)の目的となる株式数(217,800株)から、FKが同日現在所有する第5回新株予約権(1,013個)の目的となる株式数(202,600株)を控除した数(15,200株)を加算した数(67,415,200株)から(iii) 2024年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(4,386,929株)(注5)を控除した株式数(63,028,271株)(以下「対象者潜在株式勘案後株式総数」といいます。)に占める割合(なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下同じです。なお、本新株予約権のうち、第6回新株予約権及び第7回新株予約権(下記「2. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格」の「②新株予約権」において定義します。以下同じです。)については、行使期間の初日が、それぞれ2025年4月1日、2026年3月27日であり、本公開買付期間中に、第6回新株予約権及び第7回新株予約権が行使され対象者株式が第6回新株予約権及び第7回新株予約権の所有者に対して発行又は移転されることを想定していないため、第6回新株予約権(1,310個)及び第7回新株予約権(2,900個)の目的となる株式数(第6回新株予約権:262,000株、第7回新株予約権:290,000株)は対象者潜在株式勘案後株式総数に加算しておりません。また、第5回新株予約権のうち、FKが所有する第5回新株予約権については、FKが対象者の役職員の地位にはなく原則として行使条件を満たさないことから、本公開買付期間中に、第5回新株予約権が行使され対象者株式がFKに対して発行又は移転されることを想定されていないと考えられるため、FKが所有する第5回新株予約権(1,013個)の目的となる株式数(202,600株)は対象者潜在株式勘案後株式総数に加算しておりません。また、対象者が公表した情報によれば、対象者が2024年3月27日に提出した第54期有価証券報告書(以下「対象者有価証券報告書」といいます。)に記載された第4回新株予約権は、その行使期間が2024年3月26日の経過をもって満了し、これをもって当該時点で存在していた第4回新株予約権は全て消滅したとのことです。

(注5) 対象者が公表した情報によれば、対象者第3四半期(中間期)決算短信に記載された2024年9月30日現在の自己株式数4,388,528株には、対象者の持分法適用関連会社である株式会社日本ビジネスソフトが所有する対象者株式3,998株(所有割合:0.01%)の40%(対象者の株式会社日本ビジネスソフトに対する議決権割合)に相当する1,599株が含まれており、2024年9月30日現在、対象者が所有する自己株式数は、4,388,528株から1,599株を控除した4,386,929株とのことです。

公開買付者は、対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全て(ただし、不応募合意新株予約権を除きます。)を取得し、対象者株式を非公開化することを目的としておりますので、買付予定数の上限を設定しておりません。

他方で、公開買付者は、本公開買付けにおいて、31,577,200株(所有割合:50.10%)から、不応募合意株式(10,198,526株)(所有割合:16.18%)及び不応募合意新株予約権の目的となる対象者株式数(8,000株)を控除した株式数を買付予定数の下限として設定する予定です。

公開買付者は、2024年10月11日付プレスリリースにおいて、以下の理由で、本公開買付けには買付予定数の下限を設定しない予定である旨を公表しております。

第1回FK公開買付開始プレスリリース及びFK訂正公開買付届出書によれば、FKは、2024年8月8日付で、対象者の筆頭株主である3D Investment Partners Pte. Ltd. (以下「3DIP」といいます。)との間で、3DIPが投資権限を有する対象者株式の全て(所有株式数:14,834,000株、所有割合:23.54%)をFK公開買付けに応募することに関する契約(以下「FK応募契約(3DIP)」)を締結し、また、対象者の株主であるFarallon Capital Partners, L.P. (所有株式数:444,992株、所有割合:0.71%)、Farallon Capital Institutional Partners, L.P. (所有株式数:702,957株、所有割合:1.12%)、Four Crossings Institutional Partners V, L.P. (所有株式数:108,631株、所有割合:0.17%)、Farallon Capital Institutional Partners II, L.P. (所有株式数:150,040株、所有割合:0.24%)、Farallon Capital Offshore Investors II, L.P. (所有株式数:1,754,833株、所有割合:2.78%)、Farallon Capital F5 Master I, L.P. (所有株式数:314,460株、所有割合:0.50%)、Farallon Capital (AM) Investors, L.P. (所有株式数:57,458株、所有割合:0.09%)、Farallon Capital Institutional Partners III, L.P. (所有株式数:76,299株、所有割合:0.12%)及びCabrillo Funding Ltd. (所有株式数:2,224,000株、所有割合:3.53%) (以下「Farallon」と総称します。)との間で、Farallonがそれぞれ所有する対象者株式の全て(所有株式数:5,833,670株、所有割合:9.26%)を

F K公開買付けに応募することに関する契約(以下「F K応募契約(Farallon)」といい、F K応募契約(3DIP)及びF K応募契約(Farallon)を「F K応募契約」と総称し、F K応募契約に基づき応募予定の対象者株券等(合計:20,667,670株、所有割合:32.79%)を「F K応募予定株券等」といいます。)を締結したとのことです。本F Kスキーム変更の結果、第1回F K公開買付けの下限が撤廃されたことから、第1回F K公開買付けは、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の多数が第1回F K公開買付け及び第1回F K新株予約権買付けに賛同しない場合であっても、F K応募予定株券等のみの応募だけでも成立することとなり、F K公開買付け結果プレスリリースによれば、第1回F K公開買付けは、実際にF K応募予定株券等以外の応募は限定的なまま22,131,902株(株式に換算した応募数、所有割合:35.11%)の応募により2024年11月5日付で成立し、F Kは、22,131,902株(株式に換算した買付数、所有割合:35.11%)の買付けを行ったとのことです。

公開買付者は、対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全て(ただし、不応募合意新株予約権を除きます。)を取得し、対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本株式併合の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされ、本取引の実施を確実に遂行するためには、本公開買付け後に公開買付者及び本不応募合意株主が対象者の総株主の議決権数の3分の2以上を所有することが必要となるため、本F Kスキーム変更の結果、本公開買付けの成立前に、仮にF Kが第1回F K公開買付けを通じて対象者の議決権の3分の1超を取得したことにより、F Kの協力のない限り、本株式併合の実施ができない可能性があります。

下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、F Kがあえて本F Kスキーム変更まで行ったのは、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様にとってより有利な価格での売却機会を提供する本公開買付けが実施される蓋然性が高まっている中で、本スクイーズ・アウト手続の実施を阻止するために必要な議決権数を本公開買付けが成立するよりも前に確保し、非公開化を前提とした本取引を行うことが困難な状況を作出することで、本取引の成立可能性(又はベインキャピタルが本公開買付けを実施する動機)を失わせることを意図したものであると考えております。したがって、公開買付者としては、本F Kスキーム変更は、対象者株式の非公開化を前提とした対抗提案の機会を阻害して取引保護的な効果を生じさせるものであって、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様にとってより有利な価格での売却機会を阻害するという意味において、対象者の株主共同の利益を損なうことは明らかであると考えております。

また、企業買収行動指針3.2.3においては、対象者の取締役会は、株主にとってできる限り有利な取引条件を目指した交渉を実施すべきとされ、買収に関する事実の公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を行うことが可能な環境を構築した上で買収を実施すること(間接的なマーケットチェック)に合理性があるとされるところ、本F Kスキーム変更は、対象者株式の非公開化を前提とした対抗提案を行うことが困難な状況を作出することで対象者の間接的なマーケットチェックの機会を阻害するものであり、かかる観点からも株主共同の利益の確保を不十分にすると考えております。

公開買付者が対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全て(ただし、不応募合意新株予約権を除きます。)を取得し、対象者株式を非公開化することを目的とする本取引においては、本来であれば、本取引の実施を確実に遂行するため、本公開買付け後に公開買付者及び本不応募合意株主が対象者の総株主の議決権数の3分の2以上を所有することとなる株式数を買付予定数の下限(以下「3分の2下限」といいます。)を定めることも考えられるところです。しかしながら、公開買付者は、2024年10月11日付プレスリリースにおいて、本公開買付け価格変更前の本公開買付け価格9,450円は、第1回F K公開買付け価格8,800円より1株当たり650円高い金額であるにもかかわらず、本公開買付けにおいて3分の2下限を付した場合には、本公開買付けが不成立となる可能性が高まってしまうことから、売却希望株主及び売却希望新株予約権者の皆様の売却機会が不当に制限されることになると考え、本公開買付けを通じて、売却希望株主及び売却希望新株予約権者の皆様が第1回F K公開買付け価格及び第1回F K新株予約権買付け価格よりも有利な本公開買付け価格及び本新株予約権買付け価格で確実に対象者株式及び本新株予約権を売却できるよう買付予定数の下限を付さないことを公表しておりました。

公開買付者としては、本スクイーズ・アウト手続の実施が確実にとまっていえない状況が生じる可能性が否定できないとしても、売却希望株主及び売却希望新株予約権者の皆様のより有利な価格での売却機会が阻害されないよう、買付予定数の下限を設けずに本公開買付けを実施することが株主共同の利益に資するものと考えております。一般的に、非公開化を目的とした取引において、スクイーズ・アウト手続が実施されるか否か不確実である場合には公開買付けに応募しなかった株主が不安定な地位に置かれることから、かかる事態を避けるために不当に公開買付けに応募するインセンティブ(強圧性)が生じる可能性があるとの指摘がなされることもあります。仮に本公開買付けが不成立となった場合には対象者の株主の皆様は第2回F K公開買付け価格での売却を迫られる可能性が高い状況を踏まえると、売却希望株主の皆様に対して既に開始されているF K公開買付けにおける第2回F K公開買付け価格よりも高い価格で対象者株式及び本新株予約権の売却機

会を与えるために、買付予定数の下限を設定せず本公開買付けを実施することが対象者の株主の皆様にとって不当に本公開買付けに応募するインセンティブを生じさせ又は応募の是非の判断に歪みを生じさせると評価すべきではないと考えております。

しかしながら、対象者11月15日付意見表明プレスリリースに添付されていた対象者の特別委員会の11月15日付「追加意見書」（以下「本追加意見書」といいます。）において、大株主が併存することによるデッドロック等のリスクにより企業価値の向上に疑義が残るとの意見が示されており、また、買収への賛否の意思表示と応募の意思表示を分離した上で、過半数の賛成の株主意思を確認することで強圧性を低減させることができるとの議論があるところ、そのような見解を前提として、本公開買付けの買付予定数に過半数の下限を設定する等の低減措置が講じられていないことが本公開買付けの強圧性に関する対応が不十分であると評価する理由の一つとして挙げられています。公開買付者の見解としては、必ずしも対象者の特別委員会の意見に賛同するものではありませんが、対象者の特別委員会からかかる意見が示されていることを踏まえ、上記のとおり、本公開買付けに下限を設定することを決定いたしました。本公開買付けが成立した場合には、公開買付者は、公開買付けによる対象者の企業価値向上に向けた支援について全面的に賛同いただいている本不応募合意株主が保有する議決権とあわせて、対象者の議決権の過半数を保有することになるため、FKがかかる本スクイーズ・アウト手続への協力要請に応じない場合であっても、株主総会の普通決議事項について、FKの反対により可決されずにデッドロックが生じるおそれはありません。また、公開買付者は、現時点において、本公開買付けの成立後に対象者の企業価値向上に向けて行う支援のために株主総会の特別決議を必要とする内容の提案を行うことは想定しておらず、株主総会の特別決議事項についても、FKの反対により可決されずにデッドロックが生じるおそれはないと考えております。なお、本公開買付けにおける買付予定数の下限(21,370,674株、所有割合：33.91%)は、対象者第3四半期(中間期)決算短信に記載された2024年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(67,400,000株)に、2024年11月19日現在残存し、同日現在行使期間が到来している第5回新株予約権(1,089個)の目的となる株式数(217,800株)を加算した数(67,617,800株)から2024年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(4,386,929株)、2024年11月19日現在FKが所有する対象者の株式(21,413,302株)及び第5回新株予約権(1,013個)の目的となる株式(202,600株)、本日現在本不応募合意株主が所有する対象者の株式(10,198,526株)及び第5回新株予約権(40個)の目的となる株式(8,000株)並びに本日現在応募合意株主が所有する対象者の株式(1,493,356株)の合計数(37,702,713株)を控除した株式数(29,915,087株)に係る議決権(299,150個)の過半数に相当する数(149,576個)に相当する対象者株式数(14,957,600株)を上回っており、公開買付者及びFKと利害関係を有しない対象者の株主が保有する対象者株式の数の過半数の賛同が得られない場合には成立せず、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」条件を満たすこととなります。上記のとおり、公開買付者としては、買付予定数の下限を設定せず本公開買付けを実施することが対象者の株主の皆様にとって不当に本公開買付けに応募するインセンティブを生じさせ又は応募の是非の判断に歪みを生じさせると評価すべきではないと考えておりましたが、今回の下限設定により、本追加意見書において言及されていた強圧性の低減措置を講じたことになると考えております。公開買付者は、本公開買付けに応じて応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(21,370,674株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(21,370,674株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

公開買付者は、FKに対して、第1回FK公開買付けを通じて取得した対象者株式及び本新株予約権を本公開買付けに応募するよう協議・交渉していく予定です。9月19日付FK訂正公開買付け届出書によれば、仮に、ペインキャピタルによる公開買付けが開始された場合、FKは、当該公開買付けに応募することを想定していないとのことであり、FKがかかる協議・交渉に応じるかは定かではありませんが、公開買付者としては、第2回FK公開買付けの状況から、FKが第2回FK公開買付けの買付予定数の下限に相当する株式数を取得できないこととなった場合には、PEファンドとしての経済合理性の観点からFKが協議・交渉に応じない合理的な理由はないものと考えております。

また、公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全て(ただし、不応募合意新株予約権を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続(以下「本スクイーズ・アウト手続」といいます。)を実施することを予定しております。

上記のとおり、FKが第1回FK公開買付けを通じて先に対象者の議決権の3分の1超を取得したため、本公開買付けが成立したとしても、FKの協力を得られない限り、本スクイーズ・アウト手続の実施ができない可能性があります。公開買付者は、FKが第2回FK公開買付けの買付予定数の下限に相当する株式数を取得できないこととなった場合には、第1回FK公開買付けを通じて取得した対象者株式及び本新株予約権を本公開買付けに応募するよう協議・交渉していく予定です。また、仮にFKがかかる要請に応じない場合で

あっても、第1回F K公開買付け及び本公開買付け後に残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の地位が不安定にならないよう、F Kに対して、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本株式併合の実施に協力するよう要請する予定です。公開買付者としては、

(i)本公開買付けとF K公開買付けの結果、公開買付者とF Kのいずれもが対象者の総株主の議決権数の3分の2以上を所有するに至らなかった場合に、本スクイーズ・アウト手続が実施されずに対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が放置される結果となるのは、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の利益を害する可能性があること、(ii)本公開買付け及びF K公開買付けの結果、F Kのみによる対象者株式の非公開化の目的が達成できないことが確定した場合にまでF Kが対象者株式及び本新株予約権を所有し続けることは経済合理性の観点から考えにくいこと、(iii)仮にF Kが対象者株式及び本新株予約権を所有し続けることを希望する場合であっても、F Kと公開買付者は対象者の非公開化を目指す点では一致しており、両者で共同して本スクイーズ・アウト手続(公開買付者、本不応募合意株主及びF Kのみを対象者の株主とすることを目的としたスクイーズ・アウト手続を含みます。以下本段落及び次段落において同じです。)を実施した上で非公開化後の対象者の企業価値の向上を実現していくことも可能と思われることから、F Kがかかる本スクイーズ・アウト手続への協力要請に応じない合理的な理由はないものと考えております。かかる要請にもかかわらず、万が一、F Kがこれに応じず、本スクイーズ・アウト手続の実施の目処が立たないと公開買付者が合理的に判断した場合であって、対象者が東京証券取引所の上場維持基準を満たさない状況のまま上場廃止基準に定める期間を経過しようとする場合において、残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に重大な不利益が生じる蓋然性が高いと公開買付者が合理的に判断したときは、公開買付者は、残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様にかかる不利益を生じさせないように、再度本公開買付けと実質的に同一の価格及び条件で公開買付けを実施するなどの方法により、残存する対象者の株主及び本新株予約権者に対して合理的な退出機会を与える予定です。

また、公開買付者としては、本スクイーズ・アウト手続の実施の目処が立たない場合であっても、その時点で残存する対象者の株主の皆様と協力の上、下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のコンサルティング・アプローチを活用した成長戦略・事業構造変革の設計・遂行や人的支援等を通じ、対象者の企業価値向上に向けて対象者を全面的に支援していく予定です。仮にF Kによる対象者株式の非公開化の目的が達成できないことが確定した場合でもなおF Kが対象者株式及び本新株予約権を所有し続けることを希望する場合には、F K公開買付けが部分買付けに留まる結果となる可能性がある提案をしていることも踏まえると、公開買付者としてはF Kとしても公開買付者と共同で対象者の企業価値の向上に向けて協力していく意向を有しているはずと考えており、公開買付者としてもそのような選択肢を排除するものではありませんので、この場合であっても対象者の企業価値が毀損されるという懸念は当たらないと考えております。それにもかかわらず、万が一、公開買付者とF Kとの間で対象者の運営に関して重大な見解の相違が発生したことにより、対象者の事業運営に支障が生じて対象者の企業価値を著しく毀損する具体的なおそれのある事態が生じた場合など残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に重大な不利益が生じる蓋然性が高いと公開買付者が合理的に判断したときは、公開買付者は、残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様にかかる不利益を生じさせないように、再度本公開買付けと実質的に同一の価格及び条件で公開買付けを実施するなどの方法により、残存する対象者の株主及び本新株予約権者に対して合理的な退出機会を与える予定です。

このように、本取引は、最終的には対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全て(ただし、不応募合意新株予約権を除きます。)を取得することにより、本日現在、東証プライム市場に上場している対象者株式を非公開化することを目的としているものの、公開買付者が所有する対象者の議決権の数にかかわらず、対象者の企業価値向上に向けて対象者を全面的に支援していくことを目的とした取引となります。したがって、東証プライム市場に上場している対象者株式を非公開化する本取引の目的が達成できないとしても、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式及び本新株予約権の数にかかわらず、上記の限度で本取引の目的は達成可能であり、F Kが本公開買付けに応募する意向の有無又は本スクイーズ・アウト手続に協力する意向の有無にかかわらず、本取引が実現可能性のない取引となることはないと考えております。

なお、10月21日付F K訂正公開買付届出書において対象者の特別委員会が「ベインキャピタルによる公開買付けが実施されたとしても、当社の最終的な株主構成として、公開買付者(注:F K)が上記株式数を保有し、かつ、ベインキャピタルも一定の株式数を保有するシナリオが新たに想定され得ることとなった」と指摘しているとおり、対象者としても、F K公開買付けが部分買付けに留まる結果となり、上場維持基準の抵触による上場廃止の可能性や株主間の意見の相違の可能性が生じることを認識しつつ、これに賛同していることからして、公開買付者としては、本公開買付けが部分買付けに留まる可能性があることは対象者が本公開買付けに賛同しない理由にはならないと考えております。

公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、本銀行融資及び本出資により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本決済開始日の前営業日までに本銀行融資及び本出資を、それぞれ受けることを予定しております。

さらに、公開買付者は、本不応募合意株主及び本応募合意株主との間で、本不応募契約及び本応募契約において、本不応募合意株主及び本応募合意株主その他の野澤氏の親族が公開買付者親会社に出資（以下「本再出資」といいます。）することを確認しております。本再出資の具体的な内容は、公開買付者と本不応募合意株主及び本応募合意株主が別途誠実に協議して合意する予定ですが、本スクイズ・アウト手続の完了後に行うことを想定しており、また、本不応募合意株主及び本応募合意株主その他の野澤氏の親族が所有することとなる公開買付者親会社の議決権の割合は合計して総議決権の3分の1未満となることを想定しております。なお、本再出資における公開買付者親会社株式1株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格である9,600円（ただし、本スクイズ・アウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）と実質的に同額にする予定です。

## （2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下に記載された記述のうち対象者に関する記述は、対象者が公表した情報に基づくものです。

### ① 対象者の概要

対象者が公表した情報によれば、対象者は、1970年5月に神奈川県横浜市に株式会社富士ソフトウェア研究所の商号で設立後、1992年10月に東京証券取引所市場第二部に上場、1996年10月に株式会社エービーシとの合併に際して、その商号を富士ソフトエービーシ株式会社に変更したとのことです。その後、1998年9月に東京証券取引所市場第一部に市場変更を行い、2006年7月に現在の富士ソフト株式会社に変更、2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しにより、本日現在は東京証券取引所プライム市場に上場しているとのことです。

対象者は、「ひのき」（品質・納期・機密保持）の精神に基づく万全の品質管理体制のもと、お客様に安心と利益、そして新たな技術と付加価値をご提供するとともに、ICT（注1）の専門プロ集団として、社是である「挑戦と創造」を続け、中期方針である「ICTの発展をお客様価値向上に結びつけるイノベーション企業グループ」を目指しているとのことです。

（注1）「ICT」とは、「Information and Communication Technology」の略であり、情報通信技術を指すとのことです。

2024年9月4日現在、対象者グループ（対象者並びに対象者の子会社及び関連会社をいいます。以下同じです。）は、対象者、連結子会社32社、持分法適用非連結子会社2社及び持分法適用関連会社1社で構成されており、主にSI（システムインテグレーション）（注2）事業及びファシリティ事業の2事業を展開しているとのことです。SI事業においては、機械制御系や自動車関連等に関する組込系／制御系ソフトウェアの開発、各業種で使用する業務系ソフトウェアの開発、システム構築技術を活用した自社製品や戦略的パートナーシップに基づく他社製品を販売するプロダクト・サービス及びシステムの構築・保守・運用サービス等の提供を行っているとのことです。

（注2）「SI（システムインテグレーション）」とは、顧客の要望するコンピュータシステムの企画からシステム構築、運用、保守までに必要となるハードウェア・ソフトウェアの選定や導入を総合的に行う事業又はサービスを指すとのことです。

昨今の対象者グループを取り巻く環境は変化が生じているとのことです。新型コロナウイルス感染症に対する規制の緩和・消費活動再開、長期化するサプライチェーンの混乱、物価上昇等のマクロ環境の変化だけでなく、情報サービス市場の観点においてもニューノーマルの定着や、DXを始めとする業務改革やビジネス革新におけるデジタル技術活用の拡大、人手不足を背景とした生産性向上・業務効率化・自動化のための戦略的なシステム投資需要の増加、それらに伴うIT人材獲得競争の激化等の変化が進みつつあるとのことです。かかる状況を踏まえ、対象者は、この予測困難な時代におけるマクロ環境及び市場の変化や日々進化する技術革新への対応、及び新規事業への挑戦と創造を課題として捉え、「IT×OT（注3）分野のシステム／ソフト

&サービスを提供するリーディングカンパニー」となりお客様と社会に貢献」という経営方針の下で、2024年度を初年度とする2028年度までの5ヶ年を対象とした中期経営計画（2024年2月14日付公表）を策定し、持続的な成長と付加価値向上の実現に取り組んでいるとのこと。当該中期経営計画においては、受託分野の成長、収益性の向上、業務改革とDX推進を活用した販売管理費の抑制、プロダクトサービス分野の成長、より付加価値の高い新規事業への挑戦、技術力強化、グループシナジーの強化、グローバル展開の強化、経営基盤の強化、コーポレート・ガバナンスの強化、サステナビリティ経営の推進等の施策を進めているとのこと。また、その中でも注力領域として「DX+A I S-CRM（アイスクリーム）（注4）+SD（サービスデザイン）+（5）G2（5G・ローカル5G（注5））」を掲げており、DXソリューションの強化、A I・I o T（注6）・Security・Automotive・Mobile・Robot・Cloud Computing領域への注力、上流のサービスデザイン・I Tコンサルティングの強化、5G・ローカル5Gへの取り組み及びグローバル展開の拡大を企図しているとのこと。また、対象者自身のDXにも注力し、業務改革をベースとした社内変革や事業競争力強化を推し進めるとともに、より付加価値の高い新たなビジネス領域の開拓や生産性向上等、収益性の向上に取り組んでいるとのこと。対象者は、知能化技術・A Iに取り組んでおり、C h a t G P T（注7）についてもサービス検証を実施し、効率的・効果的な活用方法の検討を進めてきたとのこと。2024年9月4日現在、対象者では、独自のC h a t G P T環境を構築し、社内で検証を続けており、先進技術への挑戦を続け、お客様によりよいサービスを提供することで、お客様ビジネスへの貢献を目指しているとのこと。

（注3）「O T」とは、「Operational Technology」の略であり、製品や設備、システムを最適に動かすための「制御運用技術」を指すとのこと。

（注4）「A I S-CRM（アイスクリーム）」とは、「A I/I o T/セキュリティ/クラウド/ロボット/モバイル・オートモーティブ」の頭文字で、対象者が今最も力を入れる新技術分野と位置付けるものを指すとのこと。

（注5）「ローカル5G」とは、超高速かつ大容量の通信を実現する次世代通信技術である5Gを活用し、企業や自治体などの事業者が地域や産業分野の個別ニーズに基づき基地内や特定地域などのエリアで構築し活用する自営の5Gサービスを指すとのこと。

（注6）「I o T」とは、「Internet of Things」の略であり、従来インターネットに接続されていなかった様々なモノが、ネットワークに接続され、相互に情報交換をする仕組みを指すとのこと。

（注7）「C h a t G P T」とは、「Chat Generative Pre-trained Transformer（文章生成モデル）」の略であり、OpenAI社が2022年11月に公開した大規模言語モデル（LLM）（注8）の一種を指すとのこと。

（注8）「大規模言語モデル（LLM）」とは、大量のテキストデータを学習して構成されたA Iモデルを指すとのこと。

## ② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者の公表情報によれば、上記「① 対象者の概要」に記載の経営環境の下において、対象者は、2022年8月5日付で公表された「企業価値向上委員会の新設について」のとおり、対象者の企業価値を向上させるため、あらゆる経営上の選択肢を検討するという観点から、企業価値向上委員会を設立し、その下部ワーキンググループ（以下「WG」といいます。）である①企業統治検証WG、②株主投資家対応WG、③事業検証WG、④企業グループ検証WG及び⑤不動産検証WGにて、企業価値の向上に向けた施策の検討を実施してきたとのこと。なお、対象者は、2022年7月上旬に、企業価値向上策に係る外部アドバイザーとして、株式会社QuestHubを選定し、その助言を受けつつ経営上の選択肢の検討を行ってきたとのこと。また、対象者は、2022年10月下旬以降、企業価値向上策の検討の一環として、上場企業の非公開化案件に関する実績が豊富であると考えている、Kohlberg Kravis Roberts & Co. L.P.（関係会社及び関連ファンドを含め、以下「KKR」といいます。）を含む複数のPEファンドとの間で、事業成長の加速や将来の成長に向けた企業価値向上に資する施策について議論を行っていたとのこと。その後、対象者は、2022年12月4日に開催された臨時株主総会で新たに選任された5名の社外取締役（辻孝夫氏、仁科秀隆氏、今井光氏、清水雄也氏及び石丸慎太郎氏）を含めた新取締役体制の下で、企業価値向上委員会及び各WGでの経営課題に関する検証及び施策の検討に加えて、企業価値向上に向けたあらゆる選択肢の比較・検討が必要であるとの考えに基づき、対象者株式の非公開化取引についても、企業価値を向上させる経営上の選択肢の一つとして排除せず検討を進めていたとのこと。また、対象者は、より多角的な企業価値向上策の検討を行うべく、2023年6月上旬に、公開買付者、公開買付者親会社、KKRを含む複数のPEファンド及び対象者から独立した、企業価値向上策の検討に係るファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてSMB C日興証券株式会社を、当該検討に係る外部のリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選定したとのこと。

そのような中、対象者は、2023年7月3日、3DIPから、3DIP主導の下、対象者株式の非公開化を通じた企業価値向上策を潜在的な投資家から募集するプロセス（以下「3DIPプロセス」といいます。）を実施し、3DIPプロセスを通過した候補者に対して3DIPが所有する対象者株式に係る資本政策に関する3DIPとの優先交渉権を

付与する旨が記載された書簡を受領したとのことです。

このような状況の下、対象者は、2023年7月25日開催の取締役会において、企業価値を向上させる経営上の選択肢を検討するに当たっては、検討プロセスの公正さと透明性を高めることが重要であると判断し、経営陣から独立した立場で、独立した社外取締役のみで検討を行う体制を確保することとし、企業価値向上委員会のWGとして、独立社外取締役のみから構成される独立取締役WGを設置し、さらに、同年8月上旬、対象者として、対象者株式の非公開化取引が企業価値向上に資する最善の施策であるとの結論には至っていないものの、対象者株式の非公開化取引に関する検討を深めるとともに、企業価値の向上に向けたあらゆる選択肢の比較及び検討が必要であるとの考えから、複数の候補者を招聘した企業価値向上に関する情報提供を目的としたプロセス（以下「本情報提供プロセス」といいます。）を実施し、企業価値向上策の検討に必要なデュー・ディリジェンスの機会及び対象者取締役を含む経営陣との面談の機会を設けることとしたとのことです。

他方、ベインキャピタルは、2023年5月、3DIPから、3DIPプロセスを実施することを検討している旨の伝達を受けるとともに、3DIPプロセスに協力するよう要請を受けました。もっとも、ベインキャピタルとしては、当時、3DIPと対象者は対立構造にあると認識しており、ベインキャピタルが3DIPプロセスに参加することにより対象者との間で更なる対立を生じさせることは望んでおりませんでした。そして、ベインキャピタルとしては、対象者株式の非公開化を実施するためには、前提として、対象者が対象者の株主や従業員を含むステークホルダーの利益も考慮した上で、対象者株式の非公開化取引が企業価値向上に資する最善の施策であるという判断に至っていることが非常に重要であると考えていたことから、対象者の意向を尊重し、3DIPプロセスに参加せず、また、3DIPが主導で行う対象者株式の非公開化取引の検討に協力しないことといたしました。

ベインキャピタルは、3DIPプロセスには参加しなかったものの、2023年8月上旬、対象者株式の非公開化取引に関する検討を深めるとともに、企業価値の向上に向けたあらゆる選択肢の比較及び検討が必要であるとの考えから、対象者が実施した本情報提供プロセスに参加いたしました。そして、ベインキャピタルは、本情報提供プロセスを通じて、同年8月上旬から9月上旬にかけて対象者の事業・財務・法務等に関する簡易的なデュー・ディリジェンス、及び対象者の経営陣との事業戦略に関するマネジメントインタビュー等を実施し、対象者株式の取得について、分析と検討を進めました。その結果、ベインキャピタルは、対象者の市場優位性や事業の将来性、潜在的価値を高く評価し、同年9月8日対象者株式の非公開化取引を実施する場合の対象者株式1株あたりの取得価格は8,006円（提案日の前営業日である2023年9月7日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値4,455円に対して79.71%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）のプレミアムを加えた価格）とすることを提案しました。なお、F Kが公表した第1回F K公開買付開始プレスリリースによれば、K K Rが提案した対象者株式1株あたりの取得価格は6,800円から7,200円であり、この時点においてベインキャピタルがK K Rよりも対象者の事業価値をより高く評価しておりました。

ベインキャピタルは、本情報提供プロセスが完了した後も、対象者の経営陣に対して、対象者が対象者株式の非公開化取引が企業価値向上に資する最善の施策であるという判断に至った場合には、対象者株式の非公開化取引に向けた提案を行う意向があることは複数回伝達しておりましたが、3DIPの主導するプロセス以外に対象者が能動的に買収者を選定するプロセスは実施されることはなく、ベインキャピタルが対象者株式の非公開化取引について法的拘束力のある提案を行うために必要なプロセスに参加する機会は与えられませんでした。このような状況の下、ベインキャピタルは、2024年7月26日、対象者に対して、(i)対象者の取締役会において本賛同意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議がなされること、(ii)ベインキャピタルが合理的に満足する内容のデュー・ディリジェンスが行われること等を前提条件として、対象者株式1株あたりの取得価格としてF K公開買付けの公開買付価格を5%程度上回る水準である最低でも9,250円とすることを含む、対象者株式の非公開化取引に関する提案（以下「2024年7月26日提案」といいます。）を行いました。もっとも、上記のとおり、ベインキャピタルは、対象者から法的拘束力のある提案を行うために必要なプロセスに参加する機会を与えられなかったため、かかる提案内容はその時点においては法的拘束力のない提案にならざるを得ませんでした。

その後も、ベインキャピタルは、対象者が対象者株式の非公開化取引に向けた検討を行うのであれば3DIPプロセスに参加した他の候補者が実施したのと少なくとも同等のデュー・ディリジェンスを実施した上で、他の候補者が公開買付けを開始する前にベインキャピタルとしても法的拘束力のある提案を行いたいという意向を引き続き有しており、2024年8月7日には、対象者に対して、改めて、対象者の企業価値を最大化する提案を行うことを目的として、デュー・ディリジェンスを実施したい旨の連絡をしました。しかしながら、ベインキャピタルには法的拘束力のある提案を行う機会が付与されることはないまま、2024年8月8日に、対象者8月8日付意見表明プレスリリース及びF Kの2024年8月8日付「富士ソフト株式会社（証券コード：9749）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「F K公開買付開始予定プレスリリース」といいます。）の公表によって、(i)F Kが一定の前提条件が充足された場合又はF Kにより放棄された場合に速やかにF K



公開買付けを開始することを決定したこと、及び、(ii)対象者が、2024年8月8日開催の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、FK公開買付けが開始された場合には、FK公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したこと等を認識いたしました。上記のような経緯の下、ベインキャピタルが法的拘束力のある提案を行うことができないまま、FK公開買付けが開始されたことのみを理由に本取引を断念し、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様にとってより有利な価格での売却機会を喪失させるのは適切ではないと考えたため、継続的に対象者に対して、2024年7月26日提案の内容及び本取引の実現可能性について説明すると共に、デュー・ディリジェンスの実施その他本提案の提出及び本公開買付けの開始を行うために合理的に必要となる協力を要請したところ、2024年8月下旬にようやく、対象者から一定のデュー・ディリジェンスを受け入れる旨の連絡を受け、2024年8月下旬に、対象者の事業・財務・法務等に関するデュー・ディリジェンスを開始しました。

また、ベインキャピタルは、上記の対象者とのやりとりと並行して、2024年8月上旬、対象者の創業者であり対象者の第5位株主（2024年6月30日現在）である野澤氏（所有株式数：3,531,058株、所有割合：5.60%）との間で本取引に係るコミュニケーションを開始し、対象者株式の非公開化取引に関する提案を進めていくにあたっての具体的な協議を行いました。協議において、野澤氏からは、ベインキャピタルにおける対象者が営む事業への理解、国内外におけるS I e r（注9）・ソフトウェア関連領域における投資・バリューアップの実績、コンサルティング・アプローチを活用しステークホルダーの賛同を得ながら投資先と一丸となって経営課題を徹底的にサポートする姿勢などは、対象者の企業価値の更なる向上につながると高く評価いただいたものと認識しております。また、ベインキャピタルは、①本取引の実現にあたっては、対象者の事業成長にとって最も重要な資産である対象者の経営陣、従業員にとっても、非公開化が最適な資本政策の選択肢であるという考えに至っていることが重要であると考えていること、②対象者の同業又は関連領域における投資経験を複数社有しており、対象者現経営陣の皆様と同じDNA/文化で対話・支援が可能であり、事業計画の達成を現経営陣とともに推進する意向であることから、対象者の経営陣の皆様にも賛同をいただいた上で、ベインキャピタル及び創業家が協力して本取引を実施し、対象者の企業価値向上を目指すことが最適であると考えました。そこで、ベインキャピタルは、2024年8月28日付で、野澤氏、野澤氏の親族である野澤智恵子氏（所有株式数：610,668株、所有割合：0.97%）並びに野澤氏の資産管理会社であり対象者の第2位株主（2024年6月30日現在）であるエヌエフシー（所有株式数：6,056,800株、所有割合9.61%）との間で、本取引のために必要となる各種契約の締結に向けて誠実に協議するとともに、2024年12月31日までの間、野澤氏、野澤智恵子氏及びエヌエフシーがベインキャピタル以外の者との間で、ベインキャピタルによる対象者の非公開化に関する一連の取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為を行わないこと等の独占交渉権の付与を含む合意書を締結いたしました。

（注9）「S I e r」とは、システムインテグレーター（System Integrator）の略であり、ITを使って顧客の課題解決のためのコンサルティングから設計、開発、運用・保守までを請け負う情報サービス企業を指します。

その後、ベインキャピタルは、2024年9月3日、「ベインキャピタルによる富士ソフト株式会社（証券コード：9749）に対する公開買付けに係る提案提出のお知らせ」（以下「9月3日付プレスリリース」といいます。）において、対象者が対象者株式の非公開化取引を実施することを前提に「間接的なマーケットチェック」のため潜在的な買収者も対抗提案を行うことが可能な措置を講じているという理解の下、対象者に買収者を公正に選定するプロセスを実施いただくべく、(a)2024年7月26日提案の内容、(b)ベインキャピタルが、公開買付者を通じて、対象者株式及び本新株予約権の全てを本公開買付け及びその後のスクイーズ・アウト手続により取得し、本取引を実施することを検討しており、対象者から必要な協力を得られること等を前提に、本提案を対象者に提出する予定であること、並びに、(c)具体的なスケジュールとして、本提案の提出及び本公開買付けの開始予定に関するお知らせの公表を第1回FK公開買付けにおける買付け等の期間（以下「第1回FK公開買付け期間」といいます。）中である2024年10月、対象者による本賛同意見の表明等を条件に本公開買付けの開始を2024年11月以降とすることを予定していること等を公表いたしました。ベインキャピタルとしては、本来であればFK公開買付けの開始が公表される前にベインキャピタルにも法的拘束力のある提案を行う機会が与えられ、対象者がベインキャピタルの提案内容とKKRの提案内容を比較検討した上で、対象者が企業価値の向上・株主利益の確保の観点からより優位な提案に賛同の意見を表明するというプロセスが事前に実施されることを希望しておりましたが、ベインキャピタルが法的拘束力のある提案を提出できるのがFK公開買付けの公表後とならざるを得なかったのは、対象者の判断により、そのようなプロセスが実施されなかったためであり、ベインキャピタルとして事後的な提案・公表をしたわけではありませんでした。

なお、ベインキャピタルは、2023年6月上旬、公開買付者、対象者、本不応募合意株主、本応募合意株主、KKR及びFKから独立したリーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所及びロープス&グレイ外国法共同事業法律事務所を、2024年9月上旬、公開買付者、対象者、本不応募合意株主、本応募合意株主、KKR及びFKから独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてフーリハン・ローキー株式会社をそれぞれ

れ選任しております。

ベインキャピタルは、本情報提供プロセスを通じた検討及び2024年8月下旬から2024年9月下旬に実施したデュー・ディリジェンスや公開情報等に基づく分析を通じ、対象者の事業基盤の優位性や事業の将来性・潜在的価値、経営陣のリーダーシップについて高く評価し、対象者が非公開化してベインキャピタルをパートナーとし、ベインキャピタルが有するグローバルネットワーク、M&Aによる非連続な成長のサポート実績、人材ネットワーク、経営ノウハウを活用して柔軟かつ機動的に経営改革を推進することで、対象者単独では成しえない対象者の新たな成長が実現できると考えたことから、ベインキャピタルの投資方針とも合致すると考えるに至りました。具体的には、ベインキャピタルは、コンサルティング・アプローチを活用した成長戦略・事業構造変革の設計・遂行や人的支援等を通じ、対象者を全面的に支援する意向があり、過去の投資実績の経験等を踏まえ、対象者に対して、以下のような支援が可能であると考えております。

a) ソフトウェア関連領域におけるプレゼンス及び知見の提供

ベインキャピタルは国内・海外双方で、S I e r・ソフトウェア関連領域における数多くの投資を実行しており、対象者と同様にシステムインテグレーション事業を手掛ける株式会社システム情報（現株式会社SI&C）、ソフトウェアの代理販売や運用・保守の継続サポートを行う株式会社IDAJや、人事管理システム・ソフトウェアを開発・販売する株式会社Works Human Intelligence、電子メール配信サービスやアプリケーション開発ツールの提供などを行うチーターデジタル株式会社（現 エンバーポイント株式会社）等に投資を行っております。そのような背景から、対象者経営陣と同じDNA/文化で対話・支援が可能と考えております。また、ベインキャピタルはグローバルにおいても対象者と同様の事業を営む企業への投資実績・バリューアップ実績も有しております。S I e r 領域ではBrillio社（インド）に投資をしており、M&Aやマーケティング強化、人材投資積極化などを通じてベインキャピタル投資後4年間で大幅な成長を実現しております。ベインキャピタルは、国内においてもS I e r 領域における投資実績あり、特に、売上規模150億円程度のS I e r である株式会社システム情報（現株式会社SI&C）に2023年11月に投資を行い、現在経営陣と二人三脚で企業価値向上のための戦略・施策の立案及び実行を推進しております。

b) コンサルティング・アプローチを活用した成長戦略の設計・遂行及び事業拡大の実績

一般的なプライベート・エクイティ・ファンドにおいては金融業界出身者が多い中、ベインキャピタルのプロフェッショナルの大多数は経営コンサルティングまたは事業会社での実務経験を有しています。そのため、ベインキャピタルは、積極的に投資先企業の経営支援に参画し、必要に応じて経験豊富な「手の動く」メンバーが現場に入り、優先度の高い経営課題を徹底的にサポートするモデルを採っております。このような事業の現場におけるハンズオンサポートの経験を組織的に有することが、投資前のデュー・ディリジェンスの段階においても、事業強化を通じた新たな価値の源泉を発掘することに結びつき、その結果適切な価格の提示や案件実行の確実性を担保することにつながっています。

また、ベインキャピタルの経営支援専任部隊（ポートフォリオ・グループ）は業界最大規模である70名以上の体制を誇り、必要に応じて、対象者に対してベインキャピタルの同業界におけるグローバルな投資支援実績を通じて蓄積してきた経営ノウハウや、日本のポートフォリオ・グループ・メンバーによる事業改善支援の提供を行うことが可能です。これらの支援体制の点において、ベインキャピタルは日系や他のプライベート・エクイティ・ファンドと比較して、明確な差別性・優位性を有しております。

人材補強という観点においては、ベインキャピタルはこれまでの投資経験を通じて幅広いネットワークを有しており、対象者のニーズを踏まえて必要人材を補強可能と考えております。

c) 日本国内における豊富な投資経験及び確実な案件遂行能力

ベインキャピタルは、2006年に日本市場に進出して以来、合計36件の案件を通じて投資実績・経験を培って参りました。ベインキャピタルは、業界最大規模の日本チームを主体に、必要に応じてグローバル・チームとの密接な協働も活用した投資活動を実施するための体制を構築しており、あらゆる投資案件を確実かつスピーディーに実現して参りました。ベインキャピタルは、本邦プライベート・エクイティ業界最大級の陣容を有し、事業精査プロセス及び投資中の事業支援に対して多くの人材リソースを配置することが可能と考えております。

上記の検討過程において、ベインキャピタルは、2024年9月19日付で、FKが9月19日付FK訂正公開買付届出書を提出し、FKが本FKスキーム変更を実施したことを認識いたしました。9月19日付FK訂正公開買付届出書によれば、(i)9月3日付プレスリリースに記載の内容に従って、本公開買付けが実施されることなどの程度信憑性があるものかが明確ではなく、9月3日付けプレスリリースの公表以降、対象者株式の市場価

格は高騰しており、F Kとしては、対象者の株主及び新株予約権者が合理的な意思決定を行うことが阻害される懸念が生じていると考えていること、(ii) 9月3日付けプレスリリースには、対象者がF K公開買付けへの意見表明の内容を変更すれば3DIPはF K応募契約(3DIP)に基づく義務から解放されることになり、本公開買付けへの応募も可能になると思料されるとのペインキャピタルの推測が記載されているため、F Kとしては、対象者の株主及び本新株予約権者が、3DIP及びFarallonがF K公開買付けに応募しない可能性があるという前提のもとで行動し、合理的な意思決定を行うことが阻害される具体的な懸念が生じていると考えていることを理由として挙げ、F Kは、(iii) F K公開買付けが不成立となることにより、第1回F K公開買付けで対象者株式の売却を希望する対象者の株主及び第1回F K新株予約権買付価格で本新株予約権の売却を希望する本新株予約権者の売却機会が損なわれることが不適当とし、本F K下限撤廃を行うこと、(iv) ペインキャピタルが2024年10月に法的拘束力ある提案を行い、本公開買付けに関する予定公表を行うか否か、及びそれらの内容を見極めたいと考える対象者の株主及び本新株予約権者に対し、ペインキャピタルが本公開買付けの予定公表を行わなかった場合であっても、第1回F K公開買付けと同額で対象者株式を、第1回F K新株予約権買付価格で本新株予約権を、それぞれ確実に売却する機会を担保するため、第2回F K公開買付けを開始することを決定したとのことです。

しかしながら、ペインキャピタルは、9月3日付けプレスリリースの中で、対象者の株主の皆様適切にご判断いただく機会を確保するため、第1回F K公開買付け期間中に本提案の提出を行うとともに、公開買付け開始予定プレスリリースを行うことを目指している旨公表しておりました。したがって、第1回F K公開買付け期間中にペインキャピタルによる公開買付けの予定公表が行われるか否かは明確になるはずであり、本F Kスキーム変更を実施する必要性は乏しく、仮に本公開買付けに関する予定公表後も対象者の株主及び本新株予約権者の皆様はその内容を見極めるための期間として一定日数確保することが目的ということであれば、単に第1回F K公開買付け期間を延長し、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、F K公開買付けと本公開買付けを比較検討する機会を与えれば足りるはずであったと考えておりました。F Kが本公開買付けの実施には信憑性がないと本当に考えるのであればペインキャピタルからの本提案が提出されないままF K公開買付けが成立するのを静観していれば良かったと考えられるにもかかわらず、あえて本F Kスキーム変更まで行ったのは、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様にとってより有利な価格での売却機会を提供する本公開買付けが実施される蓋然性が高まっている中で、本スクイズ・アウト手続の実施を阻止するために必要な議決権数を本公開買付けが成立するよりも前に確保し、非公開化を前提とした本取引を行うことが困難な状況を作出することで、本取引の成立可能性(又はペインキャピタルが本公開買付けを実施する動機)を失わせることを意図したものであると考えておりました。したがって、公開買付け者としては、本F Kスキーム変更は、対象者株式の非公開化を前提とした対抗提案の機会を阻害して取引保護的な効果を生じさせるものであって、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様にとってより有利な価格での売却機会を阻害するという意味において、対象者の株主共同の利益を損なうことは明らかであると考えておりました。さらにいえば、公開買付け者としては、本F Kスキーム変更は、(i) 対象者の企業価値向上及び株主共同の利益確保の観点から本公開買付けに劣後し、本来であればF K公開買付けの不成立により実現しなかったはずのF Kによる対象者の非公開化取引を実現する可能性を生じさせるものであるとともに、(ii) 本公開買付けとF K公開買付けの結果、公開買付け者とF Kのいずれもが対象者の総株主の議決権数の3分の2以上を所有するに至らなかった場合には、本スクイズ・アウト手続とF Kによるスクイズ・アウト手続のいずれもが実施できなくなる可能性を生じさせるものといえ、むしろ「対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が合理的な意思決定を行うことが阻害される懸念が生じている」状況を作出しているのは本F Kスキーム変更であると考えておりました。

そこで、公開買付け者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて3分の2下限を付した場合には、本公開買付けが不成立となる可能性が高まってしまうことから、売却希望株主及び売却希望新株予約権者の皆様より有利な価格での売却機会が不当に制限されることのないよう、本買付条件等変更前においては、本公開買付けを通じて、売却希望株主及び売却希望新株予約権者の皆様の本公開買付け及び本新株予約権買付価格で確実に対象者株式及び本新株予約権を売却できるように買付け予定数の下限を付さないこととしました。

なお、対象者9月26日付け意見表明プレスリリースによれば、対象者は、第1回F K公開買付けに対して2024年9月26日付け、会社法第370条に基づく決議(取締役会の決議に代わる書面決議)により、本F Kスキーム変更を踏まえても、引き続き第1回F K公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、引き続き第1回F K公開買付けに応募することを推奨する旨の決定をしたとのことです。また、対象者の取締役会は、この時点においては、第2回F K公開買付けに対する意見については決定しておらず、当該意見は第2回F K公開買付けの開始時に決定することを予定していたとのことです。

この点、対象者9月26日付け意見表明プレスリリースによれば、対象者は、第1回F K公開買付けに応募しなかった一般株主が、対象者の少数株主として残存する可能性があるものの、このような「一般株主が公開買付けの後に残存することとなるリスク」自体は従前から存在していたことに加え、対象者はペインキャピタルか

ら対象者の非公開化取引に係る法的拘束力のある提案を未だ受領しておらず、ベインキャピタルによる公開買付けの有無及び(行われる場合の)条件の詳細が明らかではないことから、上記のシナリオが現実化する可能性の程度も明らかではないことを踏まえると、対象者としては、本F Kスキーム変更により、第1回F K公開買付けに関する強圧性が確実に高まったと判断すべき事情は不見当であり、手続の公正性に係る判断が左右されるものではないと考えていたとのことです。この点、本公開買付けを実施することにより、対象者のいう「一般株主が公開買付けの後に残存することとなるリスク」が生じうることとなりますが、かかるリスクは本F Kスキーム変更により生じたものであって、売却希望株主及び売却希望新株予約権者の皆様に対して既に開始されているF K公開買付けにおける第1回F K公開買付けよりも高い価格で対象者株式及び本新株予約権の売却機会を与えるために、買付予定数の下限を設定せず本公開買付けを実施することが強圧性を生じさせるものと評価すべきではないと考えました。

このような検討結果を踏まえ、ベインキャピタルは、2024年10月11日、対象者取締役会及び特別委員会に対して、本公開買付け価格を9,450円(本提案の提出日の前営業日の終値8,970円に対して5.35%のプレミアムを加えた価格)、本新株予約権買付け価格を第5回新株予約権:1,197,000円、第6回新株予約権:1,059,600円、第7回新株予約権:293,100円、買付予定数の下限をなしとすることを含む、本提案を行いました。本公開買付け価格変更前の本公開買付け価格9,450円は、F K公開買付け開始予定プレスリリースの公表日の前営業日である2024年8月7日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値7,390円に対して27.88%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値7,130円(小数点以下を四捨五入しております。以下終値単純平均値の計算において同じです。)に対して32.54%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値6,797円に対して39.03%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値6,505円に対して45.27%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。また、2024年10月11日付プレスリリースの公表日の前営業日である2024年10月10日の終値8,970円に対して5.35%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均値9,100円に対して3.85%、同日までの過去3ヶ月の終値単純平均値8,470円に対して11.57%、同日までの過去6ヶ月の終値単純平均値7,503円に対して25.95%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。

そして、第1回F K公開買付け開始プレスリリースによれば、第1回F K公開買付け期間は2024年9月5日(木曜日)から2024年10月21日(月曜日)までとされていたことから、公開買付者は、本公開買付けの開始前にF K公開買付けが成立してしまう事態を回避するために、2024年10月11日、本公開買付けの開始予定について公表いたしました。同日現在、対象者の取締役会との協議及び交渉に要する期間も踏まえて、公開買付者は、2024年10月下旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しておりました。2024年10月11日付プレスリリースが本公開買付けの「開始」ではなく、「開始予定」のご案内となりましたのは、前提条件①を充足するために、同日以降、対象者の取締役会との間の本賛同意見の表明に向けた協議・交渉を行うことが必要となるためでした。

公開買付者は、(a)本提案においては、買取対価や取引の主要条件を具体的に明示していること、(b)下記「③本公開買付け後の経営方針」に記載の本公開買付け後の経営方針を示していること、(c)上記に記載のとおり、本取引は、ベインキャピタルによる成長戦略・事業構造変革の設計・遂行や人的支援等を通じ、対象者を全面的に支援することで対象者の企業価値を最大化させることを目的としており、買取価格の吊り上げや競合他社からの情報収集等を行う目的で行われたものではないこと、(d)本公開買付け価格変更前の本公開買付けの買付け代金は、503,388,094,050円(当時の対象者潜在株式勘案後株式総数(63,238,275株)から不応募合意株式(10,198,526株)及び不応募合意新株予約権の目的となる対象者株式数(8,000株)を控除した数(53,031,749株)に本公開買付け価格(9,450円)を乗じた金額に、2024年10月11日現在残存する第6回新株予約権の個数(1,310個)に第6回新株予約権買付け価格(1,059,600円)を乗じた金額及び同日現在残存する第7回新株予約権の個数(2,900個)に第7回新株予約権買付け価格(293,100円)を乗じた金額を加えた金額を記載しておりました。2024年10月11日以降の株式数の変動等により、本公開買付けにおける実際の買付予定数の数値は変動しております。)であるところ、本公開買付けに係る決済には、本銀行融資及び本出資を用いる予定であり、国内金融機関から2,900億円を上限として融資を行う用意がある旨のコミットメントレターを2024年10月10日付で取得しており、また、ベインキャピタルから3,035億円のエクイティ・ファイナンスについての意向を証する書面(Equity Commitment Letter)を2024年10月11日付で取得しているため、決済資金の準備も完了していたこと、(e)2024年10月11日現在、本公開買付け前提条件の充足の重大な支障となる事実を認識しておらず、2024年10月下旬を目途に本公開買付け前提条件を充足した上で本公開買付けを開始することができるものと考えていたことも踏まえると、公開買付者による本取引に係る提案は、その具体性・目的の正当性・実現可能性に照らして、企業買収行動指針における「真摯な買収提案」(同指針3.1.2)に該当し、対象者における真摯な検討が求められるものと考えておりました。そして、上記のとおり、第1回F K公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、第1回F K公開買付けに応募することを推奨する旨の決定をしたとのことですが、当該決定はベインキャピタルが対象者株式の非公開化取引について法的拘束力のある提案を行う前の時点における決定であるところ、(f)本取引は、ベインキャピタルによる成長戦略・事業構造変革の設計・遂行や人的支援等を通じ、対象者を全面的に支援す

ることで企業価値を最大化させるものであること、(g)本公開買付価格変更前の本公開買付価格9,450円は、第1回F K公開買付価格（1株当たり8,800円）よりも高く設定されており、対象者及び対象者の株主及び本新株予約権者の皆様にとってF K公開買付けより魅力的な提案であり、企業買収行動指針3.1.2において、真摯な検討を進めるにあたっては買収価格等の取引条件が軽視されるようなことがあってはならないとされていること、同指針3.2.1において、対抗提案がされることにより、取引条件が異なる複数の提案が提示され、公知となった場合には、株主の利益に配慮しているか（価格等の取引条件について最善の選択をしているか）という問題が顕在化しやすく、市場における説明責任を果たす必要が高まるとされていること、及び同指針3.2.2において、現金対価による全部買収の提案においては、株主にとっては価格面での取引条件の適正さが特に重要となるとされていることを踏まえると、本提案は、対象者の企業価値の向上及び対象者の株主の共同の利益の確保の観点に照らして、対象者取締役会において真摯にご検討いただいた上で、対象者取締役会より賛同いただける内容であると確信しておりました。対象者8月8日付意見表明プレスリリースによれば、対象者の特別委員会は、2024年7月26日提案は実現可能性に疑義があると判断したとのことですが、仮に、法的拘束力のある本提案についても実現可能性に疑義があるとして対象者の取締役会が賛同しないようなことがあれば、売却希望株主及び売却希望新株予約権者の皆様に対して既に開始されているF K公開買付けにおける第1回F K公開買付価格よりも高い価格での対象者株式及び本新株予約権の売却機会を奪うこととなり、株主共同の利益を害するものと考えておりました。なお、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、本買付条件等変更前の本公開買付けには買付予定数の下限を付しておりませんでした。本スクイーズ・アウト手続の実施が確実とまでいえない状況が生じる可能性が否定できないとしても、売却希望株主及び売却希望新株予約権者の皆様のより有利な価格での売却機会が阻害されないよう、買付予定数の下限を設けずに本公開買付けを実施することが対象者の株主共同の利益に資するものと考えておりました。

その後、公開買付者は、対象者10月18日付意見表明プレスリリースの公表によって、対象者が、2024年10月11日付プレスリリースの公表を踏まえた検討の結果、2024年10月18日開催の取締役会において、F K公開買付けに対して引き続き賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、F K公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持すること、並びに、第1回F K公開買付けに応募することを引き続き推奨するものの、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が、ベインキャピタルの提案の存在を考慮し、第1回F K公開買付けには応募せず、ベインキャピタルの提案の帰趨を踏まえつつ、第2回F K公開買付けへの応募を選択することも合理的である旨を同時に付言することについて、決議に参加した取締役の過半数の賛成により決定したことを認識いたしました。なお、対象者10月18日付意見表明プレスリリースによれば、同日開催の対象者取締役会において、対象者が対象者10月18日付意見表明プレスリリースにおいて上記意見を表明することについて、審議及び決議に参加しなかった対象者の代表取締役である坂下智保氏を除く取締役11名のうち7名の賛成により、決議した（なお、第1回F K公開買付けに対して引き続き賛同を表明するという点については、審議及び決議に参加しなかった坂下氏を除く取締役11名の全員が賛成した）とのことであり、決議に参加した対象者の取締役のうち4名は、第1回F K公開買付けの買付け等の価格が普通株式1株につき8,800円、第5回新株予約権1個につき1,067,000円、第6回新株予約権1個につき929,600円、第7回新株予約権1個につき228,100円であるのに対し、買付け等の価格を普通株式1株につき9,450円、第5回新株予約権1個につき1,197,000円、第6回新株予約権1個につき1,059,600円、第7回新株予約権1個につき293,100円とする2024年10月11日付本提案がなされており、対象者及び対象者特別委員会がF Kに対し、F K公開買付けの買付条件について変更する予定があるか否かについて確認を行ったものの、2024年10月18日現在において、F Kよりかかる変更の予定は示されていないことを踏まえると、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様及び本新株予約権者の皆様がF K公開買付けに応募することを推奨することの是非については、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様にとっての分かりやすさを高める観点から、F K公開買付けに係る応募の推奨についてはこれを撤回した上で、表現をより中立的なものとするとし、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねるという表現により立場を表明する方が望ましいとして、第1回F K公開買付けに対する応募推奨を維持することに反対の意思を示したとのことです。

対象者10月18日付意見表明プレスリリースの公表に伴い、F Kは、10月21日付F K訂正公開買付届出書を提出し、第1回F K公開買付けの期間が2024年11月5日まで延長されました。公開買付者としては、①F K公開買付け及び本公開買付けのように現金対価による全部買収（最終的に対象者株式の全てを取得することにより買収者がコミットしている買収）の場合には、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が対象者株式及び本新株予約権への投資から利益（支配権プレミアムも含まれます。）を得る最後の機会となるため、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様にとっては価格面での取引条件が最も重要となると考えており、第1回F K公開買付価格及び第1回F K新株予約権買付価格よりも有利な本公開買付価格及び本新株予約権買付価格で売却希望株主及び売却希望新株予約権者の皆様に売却機会を与える本買付条件等変更前の本公開買付けは対象者の株主共同の利益に資するものであり、また、②買付価格が高いことは公開買付者が株主としてのリスクを負った上で対象者の企業価値を高める自信のある経営方針を有していることを意味するものであり、公開買付者による本提案が企業価値向上の観点からもより優位な提案であることは明らかであると考えておりました。かかる考えのもと、公開買付者は、その後も2024年10月24日及び同月29日の二度にわたり、対象者特別委員会に

対する説明セッションを実施するなど、対象者及び対象者特別委員会に本提案の内容についてご理解いただけるよう、引き続き対象者との協議・交渉を進めて参りましたが、前提条件①が充足されないまま、F K公開買付け結果プレスリリースによれば、同年11月5日、第1回F K公開買付けは、22,131,902株（株式に換算した応募数、所有割合：35.11%）の応募により、同日付で成立し、F Kが22,131,902株（株式に換算した買付け数、所有割合：35.11%）の買付けを行ったとのことです。

公開買付者は、その後も引き続き対象者との協議・交渉を進めて参りましたが、対象者11月15日付意見表明プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、第2回F K公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して第2回F K公開買付けに応募することを推奨する旨並びに本買付条件等変更前の公開買付けに対して反対の意見を表明する旨を決議したとのことです。対象者11月15日付意見表明プレスリリースによれば、対象者は、①公開買付者の提案は、F Kが既に対象者株式の約34%を保有していることから、F Kが売却に応じない限り単独での非公開化は難しく、公開買付者による公開買付け成立後は大株主が併存することによるいわゆるデッドロックによって、株主総会の特別決議事項などの重要な決定が行えず、インオーガニックな成長が達成し得ないリスク及び迅速な意思決定が達成できないリスクにより企業価値の向上に疑義が残り、また、公開買付者が公開買付けによりスクイズ・アウトに必要な株式数を買集めることは不可能であることから、公開買付者の公開買付けは部分買付けの側面を有しており、このような部分買付けによって生じる強圧性の問題についても十分な手当てがなされているとは言い難いことから、企業価値の向上及び手続の公正性という点において公開買付者の提案に劣後すること、②価格面においても、公開買付者による公開買付けが第2回F K公開買付けより優れている点はないこと、③上記の各点で優れるF Kの提案に一本化し、対象者の新中計の達成に邁進できる状況を早期に整えることが、より企業価値の向上に資すると考えられることを踏まえ、ベインキャピタルによる公開買付けに反対意見を表明するよう勧告する旨が本追加意見書に記載されていたことを踏まえ、①ベインキャピタルの提案は、F Kが既に対象者株式の約34%を保有していることから、デッドロック等のリスクにより企業価値の向上に疑義が残り、また強圧性の問題も十分に手当てがされているとは言い難いこと、②価格面においても、ベインキャピタルによる公開買付けが第2回F K公開買付けより優れている点はないこと、③上記の各点で優れるF Kの提案に一本化し、対象者の新中計の達成に邁進できる状況を早期に整えることが、より企業価値の向上に資すると考えられることから、ベインキャピタルによる公開買付けに反対の意見を表明することを、審議及び決議に参加しなかった坂下氏を除く取締役の全会一致により決議したとのことです。

しかしながら、①上記のとおり、公開買付者としては、本スクイズ・アウト手続の実施の目処が立たない場合であっても、その時点で残存する対象者の株主の皆様と協力の上、上記に記載のコンサルティング・アプローチを活用した成長戦略・事業構造変革の設計・遂行や人的支援等を通じ、対象者の企業価値向上に向けて対象者を全面的に支援していく予定であり、対象者の企業価値が毀損されるという懸念は当たらないと考えております。また、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者は、公開買付者による対象者の企業価値向上に向けた支援について全面的に賛同いただいている本不応募合意株主が保有する議決権とあわせて、対象者の議決権の過半数を保有することになるため、F Kがかかる本スクイズ・アウト手続への協力要請に応じない場合であっても、株主総会の普通決議事項について、F Kの反対により可決されずにデッドロックが生じるおそれはありません。また、公開買付者は、現時点において、本公開買付けの成立後に対象者の企業価値向上に向けて行う支援のために株主総会の特別決議を必要とする内容の提案を行うことは想定しておらず、株主総会の特別決議事項についても、F Kの反対により可決されずにデッドロックが生じるおそれはないと考えております。さらに、デッドロックとなる可能性については、F K公開買付けにおいても同様の帰結となることがあり得ますが、既に行われているF K公開買付けにおける買付予定数の下限の撤廃及びF K公開買付けの二段階での実施にかかるストラクチャーの変更に際して対象者取締役会は、従前の意見を維持される判断をしていることから、対象者において、かかるリスクについてはF K公開買付けへの意見の中で既に許容されていたと考えております。企業買収行動指針2.2.2においても、「企業価値」は定量的な概念であり、対象会社の経営陣は、測定が困難である定性的な価値を強調することで、「企業価値」の概念を不明確にしたり、経営陣が保身を図る（経営陣が従業員の雇用維持等を口実として保身を図ることも含む。）ための道具とすべきではないと指摘されているとおり、公開買付者としては、対象者が企業価値の向上に疑義が残るといった抽象的な理由により、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の株主共同の利益を害する判断をすることは適切ではないと考えております。

また、部分買付けによって生じる強圧性については、そもそも、本公開買付けは、上限を付さない全部買付けを前提としたものであり、部分買付けではありません。確かに、このような上限を付さない全部買付けの場合であっても、下限の設定がない、もしくは、下限が非常に低く設定されている場合には、公開買付けが成立しても、二段階目のキャッシュ・アウトが保障されず、少数株主を残存させる可能性が生じることにより、部分買付けと同様の強圧性の問題が生じうるといった指摘もありますが、企業買収行動指針の「別紙2：強圧性に

関する検討」の1.b)及び「別紙3：買収への対応方針・対抗措置（各論）」3.(1)b)に記載のとおり、上限を設定しない全部買付けの場合には、搾取的な買収等のおそれは相対的に小さくなりうること、少数株主として残存する可能性があることのみで強圧性の問題の程度を評価することはできず、実際にどの程度の強圧性が生じうるかを考えるためには、個別の事案に即した検討が必要となることが指摘されております。この点、公開買付者が本買付条件等変更前において下限を設定しないこととしたのは、2024年10月11日付プレスリリースの公表時点において、本公開買付価格がF K公開買付価格よりも650円高いにもかかわらず、本F K下限撤廃により、F K応募契約に基づく3DIP及びFarallonによる応募により第1回F K公開買付けが成立し、F KによるF K応募予定株券等（合計：20,667,670株、所有割合：32.79%）の買付けがなされる可能性があり、その場合、本公開買付けに3分の2下限を定めるとF Kが本公開買付けに応募しない限り本公開買付けが不成立となる可能性があり、売却希望株主及び売却希望新株予約権者の皆様の売却機会が制限されることから、売却希望株主及び売却希望新株予約権者の皆様の売却機会を確保する観点からやむを得ず下限の設定を行わないこととしたものでした。仮に下限を付さないことにより不利益を受ける株主が存在するとすれば、本公開買付価格に不満を有しており、本公開買付けに応募することを希望していない株主（すなわち、本公開買付けが実行されることなく対象者株式を所有し続けていれば、対象者株式は本公開買付価格以上の価値を有することになると期待している株主）となりますが、たとえ本公開買付けが実施されなくても、第2回F K公開買付けが成立し、F Kによるスクイーズ・アウトが実施された場合には、対象者株式を所有し続けることはできず、上記のような期待は保護されないこととなります（むしろ本公開買付けに応募した場合よりも低い価格での売却を強制されることになり、本公開買付けに応募せざるを得なかった場合よりも不利益を被ることになります。）。本公開買付けに3分の2下限を定めるか、あるいは、下限を付さないかという判断は、本公開買付価格での売却を希望する売却希望株主及び売却希望新株予約権者の利益を重視するか、あるいは、本公開買付け又はF K公開買付けのいずれも不成立となることを望んでいる株主の利益を重視するかの問題であると捉えることもでき、本公開買付け又はF K公開買付けのいずれも実現されないことを望んでいる株主が少数に留まることが合理的に予想される状況下においては、むしろ売却希望株主及び売却希望新株予約権者の利益を重視することが株主の共同利益に資することになると考えられることから、買付予定数の下限を設定せず本公開買付けを実施したとしても実際に強圧性が生じる懸念は生じにくいと考えておりました。また、本買付条件等変更による下限の設定前においても、公開買付者は、本スクイーズ・アウト手続により本公開買付価格又は本新株予約権買付価格と同額を交付することを明示していることに加えて、本公開買付け後、F Kの協力を得ることができず、本スクイーズ・アウト手続が実施できない場合であっても、対象者株式が上場廃止となることが見込まれる場合や万が一公開買付者とF Kとの間で対象者の運営に関して重大な見解の相違が発生したことにより、残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に重大な不利益が生じる蓋然性が高いと判断したときは、残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様にかかる不利益を生じさせないように、再度本公開買付けと実質的に同一の条件で公開買付けを実施するなどの方法により、残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して合理的な退出機会を与えることを予定していることを明示しております。その場合、本公開買付けに反対する株主や本新株予約権者の皆様は、本公開買付けに対して応募しなかったにもかかわらず本公開買付けが成立したとしても、その後に本公開買付価格又は本新株予約権買付価格と同額を受領する機会が確保されているといえ、不本意ながら本公開買付けに応募する必要はなく、強圧性の問題は解消又は緩和されていると考えておりました。それにもかかわらず、対象者特別委員会は、企業買収行動指針にいう個別の事案に即した検討をすることなく、部分買付けによって生じる強圧性の問題についても十分な手当てがなされているとは言い難いと結論付けております。

公開買付者の強圧性に関する考えは上記のとおりですが、本追加意見書において、対象者特別委員会より、買収への賛否の意思表示と応募の意思表示を分離した上で、過半数の賛成の株主意思を確認することで強圧性を低減させることができるとの議論があるところ、そのような見解を前提として、本公開買付けの買付予定数に過半数の下限を設定する等の低減措置が講じられていないことが本公開買付けの強圧性に関する対応が不十分であると評価する理由の一つとして挙げられることを踏まえ、公開買付者は、上記のとおり、本公開買付けに下限を設定することを決定しており、対象者特別委員会の見解を前提としても、強圧性に関する対象者の懸念は払拭されたものと考えております。

また、②価格面については、本公開買付価格変更により、本公開買付価格を9,600円に引き上げたことにより、本公開買付けは第2回F K公開買付けよりも優れているといえます。

さらに、③本追加意見書によれば、対象者の特別委員会は、本件の対応に多大な労力を費やしており、対象者の企業価値が毀損される懸念がある状況を速やかに解消するため、公開買付者にさらなる価格の引き上げ交渉を行うべきではない旨を意見し、F Kの提案に一本化し、対象者の新中計の達成に邁進できる状況を早期に整えることが、より企業価値の向上に資すると考えられると判断しているとのこと。もっとも、公開買付者が対象者に対して本買付条件等変更前の本公開買付価格を提示した2024年10月11日からF Kが対象者に

対して本買付条件等変更前の本公開買付価格を超える買付け等の価格を提示した同年11月15日までに1か月超の期間があったにもかかわらず、対象者は、公開買付者に対しては買付け等の価格の見直しのための機会を与えることなく、F Kによる当該価格の提示と同日に反対意見を表明しているところ、元々公開買付者はF Kよりも高い買付け等の価格を提示していたのであるから、対象者としても、公開買付者に対して買付け等の価格の見直しの機会を与えれば、公開買付者からより高い価格が提案される可能性があることは十分に認識していたはずであり、公開買付者としては、対象者が株主にとってできる限り有利な取引条件で買収が行われることを目指して、真摯に交渉したとは到底いえないと考えております。F Kは対象者を非公開化することを目的としており、対象者の株主の皆様としては、非公開化後の対象者の企業価値の向上による恩恵を受けることはないことから、公開買付けにおける買付け等の価格が最も重要な要素であると考えられ、より高い価格での対象者株式の売却機会が提供される蓋然性がある中で、企業価値の向上を理由に、公開買付者にさらなる価格の引き上げの機会を与えずに、F Kの提案に一本化させることが対象者の株主の皆様の利益に資するものであると考えることは困難であると考えております。

公開買付者としては、(a)本買付条件等変更後の本提案においては、買収対価や取引の主要条件を具体的に明示していること、(b)下記「③本公開買付け後の経営方針」に記載の本公開買付け後の経営方針を示していること、(c)上記に記載のとおり、本取引は、ベインキャピタルによる成長戦略・事業構造変革の設計・遂行や人的支援等を通じ、対象者を全面的に支援することで対象者の企業価値を最大化させることを目的としており、買収価格の吊り上げや競合他社からの情報収集等を行う目的で行われたものではないこと、(d)本公開買付けの買付代金は、509,033,718,130円(買付予定数(53,576,345株)から第6回新株予約権(1,310個)及び第7回新株予約権(2,900個)の目的となる株式数(第6回新株予約権:262,000株、第7回新株予約権:290,000株)を控除した数(53,024,345株)に本公開買付価格(9,600円)を乗じた金額に、2024年11月19日現在残存する第6回新株予約権の個数(1,310個)に第6回新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額及び同日現在残存する第7回新株予約権の個数(2,900個)に第7回新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額を加えた金額を記載しております。本日以降の株式数の変動等により、本公開買付けにおける実際の買付予定数の数値が異なった場合には変動する可能性があります。)であるところ、本公開買付けに係る決済には、本銀行融資及び本出資を用いる予定であり、国内金融機関から2,900億円を上限として融資を行う用意がある旨のコミットメントレターを2024年10月10日付で取得しており、また、ベインキャピタルから3,055億円のエクイティ・ファイナンスについての意向を証する書面(Equity Commitment Letter)を2024年12月10日付で取得しているため、決済資金の準備も完了していること、(e)本日現在、本公開買付前提条件の充足の重大な支障となる事実を認識しておらず、2025年1月下旬又は同年2月上旬を目途に本公開買付前提条件を充足した上で本公開買付けを開始することができるものと考えていることも踏まえると、公開買付者による本取引に係る提案は、その具体性・目的の正当性・実現可能性に照らして、企業買収行動指針における「真摯な買収提案」(同指針3.1.2)に該当し、対象者において引き続き真摯な検討が求められるものと考えております。そして、上記のとおり、対象者は、第2回F K公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、第2回F K公開買付けに応募することを推奨する旨の決定をしたとのことですが、(f)本取引は、ベインキャピタルによる成長戦略・事業構造変革の設計・遂行や人的支援等を通じ、対象者を全面的に支援することで対象者の企業価値を最大化させるものであること、(g)本公開買付価格9,600円は、第2回F K公開買付価格(1株当たり9,451円)よりも高く設定されていることを踏まえると、対象者、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様にとってF K公開買付けより魅力的な提案であり、企業買収行動指針3.1.2において、真摯な検討を進めるにあたっては買収価格等の取引条件が軽視されるようなことがあってはならないとされていること、同指針3.2.1において、対抗提案がされることにより、取引条件が異なる複数の提案が提示され、公知となった場合には、株主の利益に配慮しているか(価格等の取引条件について最善の選択をしているか)という問題が顕在化しやすく、市場における説明責任を果たす必要が高まるとされていること、及び同指針3.2.2において、現金対価による全部買収の提案においては、株主にとっては価格面での取引条件の適正さが特に重要となるとされていることを踏まえると、本提案は、対象者の企業価値の向上及び対象者の株主の共同の利益の確保の観点に照らして、対象者取締役会において真摯にご検討いただいた上で、対象者取締役会より賛同いただける内容であると確信しております。

公開買付者は、本買付条件等変更を踏まえて、対象者取締役会に公開買付者の提案の内容につき改めて正しくご理解いただき、これに賛同いただけるよう、対象者取締役会との間の協議・交渉を継続する予定です。

### ③ 本公開買付け後の経営方針

ベインキャピタルは、本公開買付け後の経営方針について、上記「②本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」のとおり、本取引により対象者を非公開化した後は、過去の投資実績の経験等を踏まえ、コンサルティング・アプローチを活用した成長戦略・事業構造変革の設計・遂行や人的支援等を通じ、対象者を全面的に支援していく予定です。また、公開買付者としては、本スクイーズ・アウト手続の



実施の目処が立たない場合であっても、その時点で残存する対象者の株主の皆様と協力の上、かかるコンサルティング・アプローチを活用した成長戦略・事業構造変革の設計・遂行や人的支援等を通じ、対象者の企業価値向上に向けて対象者を全面的に支援していく予定です。

ベインキャピタルは、役員の派遣を行う予定ですが、現状の経営体制を原則維持することを予定しており、現経営陣に引き続き対象者の運営に主導的な役割を果たしてもらうことを想定しております。外部人材の招聘及び要否については、対象者の現経営陣と協議の上、今後の対象者の成長に資すると判断する場合には、ベインキャピタルのグローバルネットワークを活用して適切な人材を紹介することを想定しております。その他の経営体制、経営方針等については現時点で決定・想定しているものではなく、本公開買付けの成立後に、公開買付者及び対象者との間で協議・検討していく予定です。

従業員の処遇については、対象者の事業戦略を推進するためには、これまで事業を担ってこられた経験豊かな従業員の方々の協力が必須のものと考えており、本取引の実施後も継続的な雇用を前提に考えております。具体的な人事報酬制度の内容に関しても、対象者の将来目標・計画に関する協議を踏まえて、対象者経営陣の皆様と具体的にご相談をさせていただきながら検討することを予定しております。

また、公開買付者は、対象者より2023年2月14日に公表された「企業価値向上委員会 2022年度 活動報告」に記載の内容及びその後の対象者検討方針に沿う形で、対象者が保有する不動産を含む資産等の効率化を行うことを想定しております。最適なスキーム及びタイミングにつきましては対象者の現経営陣の皆様ともご相談のうえ取り組んでいきたいと考えております。

### (3) 対象者の意見表明

公開買付者は、本日現在、対象者の取締役会から、本買付条件等変更後の本公開買付けに対する意見表明を受けておりませんが、上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けを含む本取引は、対象者並びに対象者の株主及び本新株予約権者の皆様にとって魅力的な提案であると考えており、対象者の取締役会より本公開買付けに賛同いただけるものと考えております。対象者の取締役会に公開買付者の提案の内容につきご理解いただき、本公開買付けに賛同いただけるよう、引き続き協議及び検討を進めてまいります。

### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、不応募合意株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全て（ただし、不応募合意新株予約権を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して本公開買付け期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定です。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、野澤氏及び野澤智恵子氏は、本公開買付けの成立後、本株式併合の効力発生前に、エヌエフシーに対して、その所有する対象者株式の全て（本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含みます。）を譲渡する予定とのことです。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者、エヌエフシー及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者及びエヌエフシーのみが対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開

買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者、エヌエフシー及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。ただし、本公開買付け後において、エヌエフシーが所有する対象者株式数を上回る数の対象者株式を所有する株主（公開買付者を除きます。）が存在し又は生ずることが見込まれる場合、公開買付者は、エヌエフシーと協議のうえ、公開買付けの成立後に予定している対象者の株主を公開買付者及びエヌエフシーのみとなるように、必要な措置を講じる予定です。この本株式併合に関する具体的な手続については、公開買付者と対象者との間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした規定として、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者、エヌエフシー及び対象者を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者、エヌエフシー及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、価格決定の申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は最終的に裁判所が判断することになります。

上記「（1）公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、F Kが第2回F K公開買付けの買付予定数の下限に相当する株式数を取得できないこととなった場合には、第1回F K公開買付けを通じて取得した対象者株式及び本新株予約権を本公開買付けに応募するよう協議・交渉していく予定ですが、仮にF Kがかかる要請に応じず、本臨時株主総会の基準日において対象者株式を所有する場合には、第1回F K公開買付け及び本公開買付け後に残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の地位が不安定にならないよう、F Kに対して、本株式併合の実施に協力（本臨時株主総会において上記各議案に賛成することを含みます。）するよう要請する予定です。公開買付者としては、（i）本公開買付けが成立し、かつ、第2回F K公開買付けが不成立となった場合であって、本スクイーズ・アウト手続が実施されずに対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が放置される結果となるのは、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の利益を害する可能性があること、（ii）本公開買付け及びF K公開買付けの結果、F Kによる対象者株式の非公開化の目的が達成できないことが確定した場合にまでF Kが対象者株式及び本新株予約権を所有し続けることは経済合理性の観点から考えにくいことから、F Kがかかる要請に応じない合理的な理由はないものと考えております。かかる要請にもかかわらず、万が一、F Kがこれに応じず、本スクイーズ・アウト手続の実施の目処が立たないと公開買付者が合理的に判断した場合であって、対象者が東京証券取引所の上場維持基準を満たさない状況のまま上場廃止基準に定める期間を経過しようとする場合において、残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に重大な不利益が生じる蓋然性が高いと公開買付者が合理的に判断したときは、公開買付者は、残存する対象者の株主及び本新株予約権者の皆様にかかる不利益を生じさせないよう、再度本公開買付けと実質的に同一の価格及び条件で公開買付けを実施するなどの方法により、残存する対象者の株主及び本新株予約権者に対して合理的な退出機会を与える予定です。また、公開買付者としては、本スクイーズ・アウト手続の実施の目処が立たない場合であっても、その時点で残存する対象者の株主の皆様と協力の上、上記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のコンサルティング・アプローチを活用した成長戦略・事業構造変革の設計・遂行や人的支援等を通じ、対象者の企業価値向上に向けて対象者を全面的に支援していく予定です。F Kとの協議状況その他具体的な状況によっては、本株式併合のスキーム及び具体的な手続に変更が生じる可能性はありますが、変更が生じた場合には、決定次第、対象者を通じて速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付け及びF K公開買付けの結果、公開買付者及び本不応募合意株主が所有する対象者の議決権の合計数が、F Kが所有する対象者の議決権の数を下回る場合には、本スクイーズ・アウト手続は実施しない予定です。

上記の手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者、エヌエフシー及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

なお、本譲渡制限付株式については、その割当契約書において、（a）譲渡制限期間中に、株式併合（各取締役及び執行役員の有する本譲渡制限付株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限り。）に関する事項が対象者の株主総会で承認された場合（ただし、株式併合の効力発生日（以下「スクイーズ・アウト効力発生日」といいます。）が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限り。）には、対象者取締役会の決

議により、スクイーズ・アウト効力発生日の前営業日の直前時をもって、本譲渡制限付株式の割当日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とみなします。）に、当該承認の日において各取締役及び執行役員が保有する本譲渡制限付株式の数を乗じた結果得られる数の本譲渡制限付株式について、譲渡制限を解除するとされ、(b) 上記(a) に規定する場合は、対象者は、スクイーズ・アウト効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するとされており、本スクイーズ・アウト手続においては、上記割当契約書の(a)の規定に従い、スクイーズ・アウト効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、本株式併合の対象とし、上記割当契約書の(b)の規定に従い、スクイーズ・アウト効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにおいて本新株予約権の全て（ただし、不応募合意新株予約権を除きます。）を取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に、本新株予約権の取得、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を實踐することを要請し、又は実施することを予定しております。なお、公開買付者は、本公開買付けの成立後に本スクイーズ・アウト手続を実施することになった場合には、本新株予約権が対象者の役職員へのインセンティブ報酬として付与されていることに鑑み、本新株予約権者である対象者の役職員の皆様の不利益にならないよう、本スクイーズ・アウト手続の一環として、本新株予約権の放棄等にご協力いただくことを条件に、FKを除く本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に、本新株予約権の目的となる普通株式数を乗じた金額を交付することを予定しておりますが、その具体的な方法は本新株予約権者及び対象者と協議の上、決定することを想定しております。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイーズ・アウト手続が実施された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

#### (6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

##### ① 本応募契約

公開買付者は、野澤則子氏（所有株式数：1,158,156株、所有割合：1.84%）、野澤佳子氏（所有株式数：167,600株、所有割合：0.27%）、及び竹内可奈氏（所有株式数：167,600株、所有割合：0.27%）との間で、2024年10月11日付でそれぞれ本応募契約を締結し、本応募合意株主が、応募合意株式の全て（1,493,356株、所有割合の合計：2.37%）について、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。また、公開買付者は、本応募契約において、以下の内容を合意しております。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約以外に、本応募合意株主との間で合意を行っておりません。

a) 公開買付者は、以下の前提条件が充足されていること又は公開買付者により放棄されていることを条件に、本公開買付けを開始するものとされています。

- ① 本応募契約に定める本応募合意株主による表明及び保証（注1）が、重要な点において真実かつ正確であること。
- ② 本応募合意株主について、本応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務（注2）が、重要な点において全て履行又は遵守されていること。
- ③ 対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明決議が行われ、その旨が公表されており、かつ、かかる意見表明を変更若しくは撤回する又はこれと矛盾する内容のいかなる

決議も行われていないこと。

- ④ 対象者及びその子会社において、(i)令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツに掲げる事項が決定されておらず、(ii)対象者において、同項第3号イ乃至チ及び第4号に定める事項が発生しておらず、(iii)対象者の重要な子会社に同項第3号イ乃至トに掲げる事項が発生しておらず、(iv)対象者において、同条第2項第3号乃至第6号に定める事項が発生しておらず、また、(v)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明し、かつ、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らないこと。
- ⑤ 対象者グループの事業、財務状況、経営状況、資産、負債、キャッシュ・フロー若しくは今後の見通し、又は関連する経済及び市場状況に重大な悪影響を与え得る事態が生じていないことその他対象者グループにおいて公開買付者の本公開買付けを開始する判断に重要な影響を与えると合理的に認められる事象が生じていないこと。
- ⑥ 本クリアランスの取得が完了し、又は完了が合理的に見込まれていること。
- ⑦ 公開買付者が、対象者に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいう。）で対象者が公表（法第166条第4項に定める意味を有する。）していないものを認識していないこと。
- ⑧ 司法・行政機関等に対して、本公開買付け又は本応募合意株主の所有する対象者株式の本公開買付けへの応募（以下「本応募」といいます。）を制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立、訴訟等も係属しておらず、かつ、本公開買付け又は本株主による本応募を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等の判断等も存在していないこと。

(注1) 本応募契約においては、(i)本応募契約の締結に関する権利能力、行為能力及び意思能力、(ii)本応募契約の有効性及び執行可能性、(iii)必要な許認可等の取得、(iv)本応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(v)倒産手続等及びその原因の不存在、(vi)反社会勢力との関係の不存在、(vii)適用ある各国の腐敗防止法令の遵守、(viii)株式及び新株予約権の保有の適法性及び有効性並びに株式及び新株予約権に係る合意の不存在が、本応募合意株主の表明保証事項とされています。

(注2) 本応募契約においては、本応募合意株主は、(i)本応募契約において別途明示的に規定される場合を除き、応募合意株式の処分、並びに対象者株式及び本新株予約権又はそれらに係る権利の取得を行わない義務、(ii)本取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある行為を行わない義務、(iii)公開買付者以外の第三者から(ii)の勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合の通知及び協議義務、(iv)本応募契約の締結日から本決済開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権又は株主提案権を行使してはならない義務、(v)本応募契約の締結日から本決済開始日までに開催される対象者の株主総会において、一定の議案に反対の議決権を行使する義務、(vi)本決済開始日より前の日を権利行使の基準日とし、本決済開始日以降に開催される対象者の株主総会において、公開買付者の指示に従って権利を行使する義務、(vii)義務又は表明保証事項違反が生じた場合の補償義務、(viii)表明保証違反又は義務違反の場合の通知義務、(ix)秘密保持義務、(x)契約上の地位又は権利義務の譲渡等禁止義務等を負っております。

b) 本応募は、以下①から⑤が前提条件とされています（なお、以下の各前提条件のいずれかが充足されない場合でも、本応募合意株主が自らの裁量で応募合意株式の全部又は一部を本公開買付けに応募することができます。）。

- ① 本応募契約に定める公開買付者の表明及び保証（注3）が、重要な点において真実かつ正確であること
- ② 公開買付者が本応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務（注4）が、重要な点において全て履行又は遵守されていること
- ③ 本公開買付けが開始されていること
- ④ 本応募合意株主が、対象者に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいう。）で対象者が公表（法第166条第4項に定める意味を有する。）していないものを認識していないこと（但し、公開買付者の合理的な協力により法第166条第6項第7号の適用を受けることができる場合はこの限りではない。）。
- ⑤ 司法・行政機関等に対して、本公開買付け又は本応募を制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立、訴訟等も係属しておらず、かつ、本公開買付け又は本応募合意株主による本応募を制

限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等の判断等も存在していないこと

(注3) 本応募契約においては、(i)設立及び存続の適法性及び有効性、(ii)本応募契約の締結に関する権利能力及び必要な手続きの履践、(iii)本応募契約の有効性及び執行可能性、(iv)必要な許認可等の取得、(v)本応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(vi)倒産手続等及びその原因の不存在、(vii)反社会勢力との関係の不存在、(viii)適用ある各国の腐敗防止法令の遵守、(ix)本取引を行うための資金の十分性及び調達見込みが公開買付者の表明保証事項とされています。

(注4) 本応募契約においては、公開買付者は、(i)本応募契約に定める前提条件が全て充足されていること又は公開買付者により放棄されていることを条件とした本公開買付けの開始義務、(ii)義務又は表明保証事項違反が生じた場合の補償義務、(iii)表明保証違反又は義務違反の場合の通知義務、(iv)秘密保持義務、(v)契約上の地位又は権利義務の譲渡等禁止義務等を負っております。

c) 公開買付者及び本応募合意株主は、本応募合意株主が、本再出資を行うことを確認しています。本再出資の具体的な内容は、公開買付者と本応募合意株主が別途誠実に協議して合意するものとされております。

## ② 本不応募契約

公開買付者は、野澤氏（所有株式数：3,531,058株、所有割合：5.60%）、野澤智恵子氏（所有株式数：610,668株、所有割合：0.97%）及びエヌエフシー（所有株式数：6,056,800株、所有割合：9.61%）との間で、2024年10月11日付でそれぞれ本不応募契約を締結し、本不応募合意株主が、不応募合意株式の全て（10,198,526株、所有割合16.18%）及び不応募合意新株予約権の全て（本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含みます。8,000個、所有割合：0.01%）について、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに応募しない旨、本臨時株主総会において、不応募合意株式に関して、本株式併合に関連する議案に本不応募合意株主が賛成する旨の合意をしております。また、本不応募契約において、以下の内容を合意しております。なお、本不応募契約を除いて、公開買付者と本不応募合意株主との間で本取引に関する合意は締結されておられません。

a) 公開買付者は、以下の前提条件が充足されていること又は公開買付者により放棄されていることを条件に、本公開買付けを開始するものとされています。

- ① 本不応募契約に定める本不応募合意株主による表明及び保証（注5）が、重要な点において真実かつ正確であること。
- ② 本不応募合意株主について、本不応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務（注6）が、重要な点において全て履行又は遵守されていること。
- ③ 対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明決議が行われ、その旨が公表されており、かつ、かかる意見表明を変更若しくは撤回する又はこれと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないこと。
- ④ 対象者及びその子会社において、(i)令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツに掲げる事項が決定されておらず、(ii)対象者において、同項第3号イ乃至チ及び第4号に定める事項が発生しておらず、(iii)対象者の重要な子会社に同項第3号イ乃至トに掲げる事項が発生しておらず、(iv)対象者において、同条第2項第3号乃至第6号に定める事項が発生しておらず、また、(v)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明し、かつ、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らないこと。
- ⑤ 対象者グループの事業、財務状況、経営状況、資産、負債、キャッシュ・フロー若しくは今後の見通し、又は関連する経済及び市場状況に重大な悪影響を与え得る事態が生じていないことその他対象者グループにおいて公開買付者の本公開買付けを開始する判断に重要な影響を与えると合理的に認められる事象が生じていないこと。
- ⑥ 本クリアランスの取得が完了し、又は完了が合理的に見込まれていること。
- ⑦ 公開買付者が、対象者に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいう。）で対象者が公表（法第166条第4項に定める意味を有する。）していないものを認識していないこと。
- ⑧ 司法・行政機関等に対して、本公開買付けを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立、

訴訟等も係属しておらず、かつ、本公開買付けを制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等の判断等も存在していないこと。

(注5) 本不応募契約においては、法人である本不応募合意株主について、(i)設立及び存続の適法性及び有効性、(ii)本不応募契約の締結に関する権利能力及び必要な手続きの履践、(iii)本不応募契約の有効性及び執行可能性、(iv)必要な許認可等の取得、(v)本不応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(vi)倒産手続等及びその原因の不存在、(vii)反社会勢力との関係の不存在、(viii)適用ある各国の腐敗防止法令の遵守、(ix)株式及び新株予約権の保有の適法性及び有効性並びに株式及び新株予約権に係る合意の不存在が、自然人である本不応募合意株主について、(i)本不応募契約の締結に関する権利能力、行為能力及び意思能力、(ii)本不応募契約の有効性及び執行可能性、(iii)必要な許認可等の取得、(iv)本不応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(v)倒産手続等及びその原因の不存在、(vi)反社会勢力との関係の不存在、(vii)適用ある各国の腐敗防止法令の遵守、(viii)株式及び新株予約権の保有の適法性及び有効性並びに株式及び新株予約権に係る合意の不存在が、それぞれ本不応募合意株主の表明保証事項とされています。

(注6) 本不応募契約においては、本不応募合意株主は、(i)本不応募契約において別途明示的に規定される場合を除き、不応募合意株式及び本新株予約権の、譲渡、担保設定その他の処分及び、対象者株式及び本新株予約権又はそれらに係る権利の取得を行わない義務、(ii)本取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある行為を行わない義務、(iii)公開買付者以外の第三者から(ii)の勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合の通知及び協議義務、(iv)本スクイズ・アウト手続への協力義務、(v)本不応募契約の締結日から本株式併合の効力発生日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権又は株主提案権を行使してはならない義務、(vi)本不応募契約の締結日から本株式併合の効力発生日までに開催される対象者の株主総会において、一定の議案に反対の議決権を行使する義務、(vii)本株式併合の効力発生日以降に開催される対象者の株主総会において、公開買付者の指示に従って権利を行使する義務、(viii)義務又は表明保証事項違反が生じた場合の補償義務、(ix)表明保証違反又は義務違反の場合の通知義務、(x)秘密保持義務、(xi)契約上の地位又は権利義務の譲渡等禁止義務等を負っております。

b) 公開買付者及び本不応募合意株主は、本不応募合意株主その他の野澤氏の親族が、本再出資を行うことを確認しています。本再出資の具体的な内容は、公開買付者と本不応募合意株主が別途誠実に協議して合意するものとされております。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

①	名 称	富士ソフト株式会社	
②	所 在 地	神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地	
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 坂下智保	
④	事 業 内 容	S I (システムインテグレーション) 事業、ファシリティ事業、データエン トリー事業、コンタクトセンター事業等	
⑤	資 本 金	262億28万9482円	
⑥	設 立 年 月 日	1970年5月15日	
⑦	大株主及び持株比率 (2024年6月30日現在)	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505018 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	17.62%
		有限会社エヌエフシー	9.62%
		日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8.27%
		GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	5.74%
		野澤 宏	5.61%
		株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4.05%
		C a b r i l l o F u n d i n g L t d. (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	3.53%
		3D OPPORTUNITY MASTER FUND (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.88%
		東京センチュリー株式会社	1.87%
野澤 則子	1.84%		
⑧	上場会社と対象者の関係		
	資 本 関 係	該当事項はありません。	
	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	取 引 関 係	該当事項はありません。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	

(注) 「大株主及び持株比率(2024年6月30日現在)」は、対象者が2024年8月9日に提出した第55期半期報告書(以下「対象者半期報告書」といいます。)の「大株主の状況」より引用しております。

### (2) 日程等

公開買付者は、本公開買付前提条件の全てが充足された場合(又は、公開買付者により放棄された場合)、本公開買付けを速やかに実施することを予定しております。本日現在、対象者の取締役会において本賛同意見が表示されれば、本買付条件等変更前の本公開買付前提条件の全てが充足される見込みです。公開買付者は、本買付条件等変更を踏まえ、本日、対象者の取締役会に対して本買付条件等変更後の本公開買付けの内容についての提案並びに協議及び交渉を再開することについての打診を行いました。

公開買付者は、本買付条件等変更に伴い本公開買付前提条件に含めた前提条件⑥を含む本公開買付前提条件が充足又は放棄されることを条件に、2025年1月下旬又は同年2月上旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しておりますが、本日、対象者の取締役会との協議及び交渉の再開を打診したところであり、対象者の取締役会との協議及び交渉に要する期間を正確に予想することが困難な状況であるため、本公開買付け

の具体的なスケジュールについては、決定次第速やかにお知らせいたします。なお、本公開買付けの開始見込み時期が変更になった場合は、速やかにお知らせいたします。

本公開買付け期間は30営業日とする予定です。

なお、公開買付者は、本クリアランスの取得を円滑に行う観点から、本公開買付けによる対象者株式の取得に関し、以下のとおり本クリアランス取得の手続きを進めております。

#### ① 独占禁止法

公開買付者は、独占禁止法上、公正取引委員会に対して、本株式取得に関する計画の事前届出を行わなければならないが、取得禁止期間（原則は事前届出受理の日から30日ですが、短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者株式を取得することができません。

また、独占禁止法上、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為は禁止されており（独占禁止法第10条第1項）、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために排除措置命令を行い、又は裁判所に対し緊急停止命令の申立てを行うことができます。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、排除措置命令の名宛人になるべき者について意見聴取を行わなければならないが、意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません。また、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、排除期間（上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。）内に行うこととされております。

公開買付者は、2024年10月18日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。公開買付者は、公正取引委員会から30日間の取得禁止期間を11日に短縮する旨の「禁止期間の短縮の通知書」を2024年10月29日付で受領したため、同日の経過をもって取得禁止期間が終了しております。なお、公開買付者は、公正取引委員会から「排除措置命令を行わない旨の通知書」を上記「禁止期間の短縮の通知書」と併せて2024年10月29日付で受領しております。

#### ② 外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、本対象者株式取得に関して、外国為替及び外国貿易法第27条第1項及び第28条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行う必要があります。当該届出の受理後、公開買付者が本対象者株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要です。当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得が、国の安全等に係る対内直接投資等又は特定取得に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等又は特定取得に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、2024年10月16日付で財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2024年10月30日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために、一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2024年10月31日付で上記届出を取り下げました。本日現在、再度の届出は行っておりませんが、本日以降、準備が整い次第速やかに届出を行う予定であり、当該届出に係る誓約事項に関して当局との折衝を特段の支障なく進めていることを踏まえると、再度の届出が受理された後、法定の待機期間中に本株式取得に係る承認を取得できる見込みですが、当該待機期間は短縮される可能性があります。

#### ③ ベトナム競争法

公開買付者は、ベトナムの競争法に基づき、ベトナム国家競争委員会に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。ベトナム国家競争委員会によって当該届出が受理された日から一定の審査期間（初期的審査は30日ですが、正式審査に入った場合180日まで延長される可能性があります。）が定められており、ベトナム国家競争委員会が本株式取得を承認したときは、公開買付者は、本株式取得を実行することができます。また、ベトナム国家競争委員会が初期的審査の期間内に、届出に対する応答をしない場合には、その初期的審査の期間経過の後に本株式取得を実行することができます。

公開買付者は、本株式取得についての事前届出を2024年10月18日（現地時間）付でベトナム国家競争委員会に提出し、2024年11月27日（現地時間）付で、ベトナム国家競争委員会から当該届出が受理されたことを確認する文書が発出され、公開買付者は、2024年12月4日に当該通知を受領しており、ベトナム現地法律事務所の助言を踏まえ、初期的審査に必要となる30日が経過する2024年12月27日（現地時間）までに、本株式取得に関する承認を取得できる見込みですが、ベトナム国家競争委員会から本株式取得を承認することを決定する旨の通知を実際に受領する日は2025年1月上旬頃となる可能性があると考えております。



### (3) 買付け等の価格

#### ① 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格を9,600円とする予定です。

#### ② 新株予約権

- (i) 2022年3月29日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年4月1日から2027年3月29日まで）1個につき1円（以下「第5回新株予約権買付価格」といいます。）
- (ii) 2023年3月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）（行使期間は2025年4月1日から2028年3月28日まで）1個につき1円（以下「第6回新株予約権買付価格」といいます。）
- (iii) 2024年3月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）（行使期間は2026年3月27日から2034年3月24日まで）1個につき1円（以下「第7回新株予約権買付価格」といいます。）

#### (4) 買付け等の価格の算定根拠等

##### ① 算定の基礎

###### (ア) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者が開示している有価証券報告書、決算短信等の財務情報等の資料、対象者に対してベインキャピタルが2024年8月下旬から同年9月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、FKによる2024年8月8日付「富士ソフト株式会社（証券コード：9749）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」が公表されたことによる影響を受けていないと考えられる2024年8月7日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（7,390円）、同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値の単純平均値（7,130円、6,797円及び6,505円）を参考にいたしました。

さらに、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、2024年10月11日、本公開買付価格変更前の本公開買付価格を9,450円と決定いたしました。

その後、公開買付者は、第2回FK公開買付開始プレスリリースにてFKが第2回FK公開買付価格を1株当たり9,451円として公開買付けを開始する旨を公表したことを踏まえ、より多くの対象者の株主の皆様の本公開買付けに応募していただくためには対象者の株主の皆様に対して第2回FK公開買付価格より高い金額での売却機会を提供することが必要であると考え、本公開買付価格を9,600円まで引き上げることを決定いたしました。

なお、公開買付者は、上記のとおり、対象者の事業及び財務の状況、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案して本公開買付価格を決定していることから、本公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

本公開買付価格である9,600円は、FK公開買付予定開始プレスリリースの公表日の前営業日である2024年8月7日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値7,390円に対して29.91%、過去1ヶ月間（2024年7月8日から2024年8月7日まで）の終値の単純平均値7,130円に対して34.64%、過去3ヶ月間（2024年5月8日から2024年8月7日まで）の終値の単純平均値6,797円に対して41.24%、過去6ヶ月間（2024年2月8日から2024年8月7日まで）の終値の単純平均値6,505円に対して47.58%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、2024年10月11日付プレスリリースの公表日の前営業日である2024年10月10日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値8,970円に対して7.02%、過去1ヶ月間（2024年9月11日から2024年10月10日まで）の終値の単純平均値9,100円に対して5.49%、過去3ヶ月間（2024年7月11日から2024年10月10日まで）の終値の単純平均値8,470円に対して13.34%、過去6ヶ月間（2024年4月11日から2024年10月10日まで）の終値の単純平均値7,503円に対して27.95%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

###### (イ) 本新株予約権

本新株予約権については、2024年10月11日現在において、対象者株式1株当たりの行使価額（第5回新株予約権：3,465円、第6回新株予約権：4,152円、第7回新株予約権：6,519円）が、本公開買付価格変更前の本公開買付価格（9,450円）を下回っておりまして、そこで公開買付者は、本新株予約権買付価格を、本公開買付価格変更前の本公開買付価格である9,450円から各本新株予約権の1株あたりの行使価格を控除した額に各本新株予約権の対象となる対象者株式数（第5回新株予約権及び第6回新株予約権：200株、第7回新株予約権：100株）を乗じた金額とすることを決定いたしました。具体的には、第5回新株予約権買付価格は対象者株式1株当たりの行使価額3,465円との差額である5,985円に200を乗じた金額である1,197,000円、第6回新株予約権買付価格は対象者株式1株当たりの行使価額4,152円との差額である5,298円に200を乗じた金額である1,059,600円、第7回新株予約権買付価格は対象者株式1株当たりの行使価額6,519円との差額である2,931円に100を乗じた金額である293,100円と決定いたしました。

その後、公開買付者は、第1回FK公開買付けが、買付予定数の下限が撤廃されたことで既に成立しており、第1回FK公開買付けにおいて本新株予約権の大部分が買付けられたことから、第1回FK公開買付けに対して応募することを希望していた本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けを通じた売却機会を提供する必要性が乏しくなったこと、及び本新株予約権については、対象者の役職員に対してストックオプションとして発行されたものであり、権利行使の条件として、新株予約権の行使時において対象者の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要するとされており、公開買付者が本新株予約権を取得したとしても行使することができないことを踏まえ、本新株予約権買付価格はいずれも1円とすることを決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けの成立後に本スクイーズ・アウト手続を実施することにな

った場合には、本新株予約権が対象者の役職員へのインセンティブ報酬として付与されていることに鑑み、本新株予約権者である対象者の役職員の皆様の不利益にならないよう、本スクイーズ・アウト手続の一環として、本新株予約権の放棄等にご協力いただくことを条件に、F Kを除く本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に、本新株予約権の目的となる普通株式数を乗じた金額を交付することを予定しておりますが、その具体的な方法は本新株予約権者及び対象者と協議の上、決定することを想定しております。

なお、公開買付者は、上記のとおり、本新株予約権買付価格を決定していることから、本新株予約権買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関からの算定書は取得していません。

本新株予約権は、いずれも新株予約権発行要項において譲渡による本新株予約権の取得については対象者取締役会の承認を要するものとされ、かつ新株予約権割当契約書において譲渡が禁止されているとのことです。

## ② 算定の経緯

(本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の決定に至る経緯)

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、ベインキャピタルは、2023年5月、3DIPから、3DIPプロセスを実施することを検討している旨の伝達を受けるとともに、3DIPプロセスに協力するよう要請を受けました。もっとも、ベインキャピタルとしては、当時、3DIPと対象者は対立構造にあると認識しており、ベインキャピタルが3DIPプロセスに参加することにより対象者との間で更なる対立を生じさせることは望んでおりませんでした。そして、ベインキャピタルとしては、対象者株式の非公開化を実施するためには、前提として、対象者が対象者の株主や従業員を含むステークホルダーの利益も考慮した上で、対象者株式の非公開化取引が企業価値向上に資する最善の施策であるという判断に至っていることが非常に重要であると考えていたことから、対象者の意向を尊重し、3DIPプロセスに参加せず、また、3DIPが主導で行う対象者株式の非公開化取引の検討に協力しないことといたしました。

ベインキャピタルは、3DIPプロセスには参加しなかったものの、2023年8月上旬、対象者株式の非公開化取引に関する検討を深めるとともに、企業価値の向上に向けたあらゆる選択肢の比較及び検討が必要であるとの考えから、対象者が実施した本情報提供プロセスに参加いたしました。そして、ベインキャピタルは、本情報提供プロセスを通じて、同年8月上旬から9月上旬にかけて対象者の事業・財務・法務等に関する簡易的なデュー・ディリジェンス、及び対象者の経営陣との事業戦略に関するマネジメントインタビュー等を実施し、対象者株式の取得について、分析と検討を進めました。その結果、ベインキャピタルは、対象者の市場優位性や事業の将来性、潜在的価値を高く評価し、同年9月8日対象者株式の非公開化取引を実施する場合の対象者株式1株あたりの取得価格は8,006円（提案日の前営業日である2023年9月7日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値4,455円に対して79.71%のプレミアムを加えた価格）とすることを提案しました。なお、F Kが公表した第1回F K公開買付開始プレスリリースによれば、K K Rが提案した対象者株式1株あたりの取得価格は6,800円から7,200円であり、この時点においてベインキャピタルがK K Rよりも対象者の事業価値をより高く評価しておりました。ベインキャピタルは、本情報提供プロセスが完了した後も、対象者の経営陣に対して、対象者が対象者株式の非公開化取引が企業価値向上に資する最善の施策であるという判断に至った場合には、対象者株式の非公開化取引に向けた提案を行う意向があることは複数回伝達しておりましたが、3DIPの主導するプロセス以外に対象者が能動的に買収者を選定するプロセスは実施されることはなく、ベインキャピタルが対象者株式の非公開化取引について法的拘束力のある提案を行うために必要なプロセスに参加する機会は与えられませんでした。このような状況の下、ベインキャピタルは、2024年7月26日、対象者に対して、(i)対象者の取締役会において本賛同意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議がなされること、(ii)ベインキャピタルが合理的に満足する内容のデュー・ディリジェンスが行われること等を前提条件として、対象者株式1株あたりの取得価格としてF K公開買付けの公開買付価格を5%程度上回る水準である最低でも9,250円とすることを含む、2024年7月26日提案を行いました。もっとも、上記のとおり、ベインキャピタルは、対象者から法的拘束力のある提案を行うために必要なプロセスに参加する機会を与えられなかったため、かかる提案内容はその時点においては法的拘束力のない提案にならざるを得ませんでした。

その後、ベインキャピタルは、2024年8月7日、対象者に対して、改めて、対象者の企業価値を最大化する提案を行うことを目的として、デュー・ディリジェンスを実施したい旨の連絡をしたものの、2024年8月8日に、対象者8月8日付意見表明プレスリリース及びF K公開買付開始予定プレスリリースの公表によって、(i)F Kが一定の前提条件が充足された場合又はF Kにより放棄された場合に速やかにF K公開買付けを開始することを決定したこと、及び、(ii)対象者が、2024年8月8日開催の取締役会において、同日時点における

対象者の意見として、F K公開買付けが開始された場合には、F K公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したこと等を認識いたしました。その後も、ベインキャピタルは、継続的に対象者に対して、2024年7月26日提案の内容及び本取引の実現可能性について説明するとともに、デュー・ディリジェンスの実施その他本提案の提出及び本公開買付けの開始を行うために合理的に必要となる協力を要請したところ、2024年8月下旬、対象者から一定のデュー・ディリジェンスを受け入れる旨の連絡を受け、2024年8月下旬に、対象者の事業・財務・法務等に関するデュー・ディリジェンスを開始しました。

ベインキャピタルは、本情報提供プロセスを通じた検討及び2024年8月下旬から2024年9月下旬に実施したデュー・ディリジェンスや公開情報等に基づく分析を通じ、対象者の事業基盤の優位性や事業の将来性・潜在的価値、経営陣のリーダーシップについて高く評価し、対象者が非公開化してベインキャピタルをパートナーとし、ベインキャピタルが有するグローバルネットワーク、M&Aによる非連続な成長のサポート実績、人材ネットワーク、経営ノウハウを活用して柔軟かつ機動的に経営改革を推進することで、対象者単独では成し得ない対象者の新たな成長が実現できると考えたことから、ベインキャピタルの投資方針とも合致すると考えるに至りました。

さらに、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、2024年10月11日付プレスリリースにおいて、本公開買付価格変更前の本公開買付価格を9,450円としておりましたが、第2回F K公開買付開始プレスリリースにてF Kが第2回F K公開買付価格を1株当たり9,451円として公開買付けを開始する旨を公表したことを踏まえ、より多くの対象者の株主の皆様对本公開買付けに応募していただくためには対象者の株主の皆様に対して第2回F K公開買付価格より高い金額での売却機会を提供することが必要であると考え、本公開買付価格を9,600円まで引き上げることを決定いたしました。

このような検討結果を踏まえ、公開買付者は、本日、対象者取締役会及び特別委員会に対して、本公開買付価格を9,600円（2024年10月11日付プレスリリースの公表日の前営業日の終値8,970円に対して7.02%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格を第5回新株予約権：1円、第6回新株予約権：1円、第7回新株予約権：1円、買付予定数の下限を33.91%とすることを含み、本提案を行いました。本公開買付価格9,600円は、F K公開買付開始予定プレスリリースの公表日の前営業日である2024年8月7日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値7,390円に対して29.91%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値7,130円（小数点以下を四捨五入しております。以下終値単純平均値の計算において同じです。）に対して34.64%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値6,797円に対して41.24%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値6,505円に対して47.58%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。また、2024年10月11日付プレスリリースの公表日の前営業日である2024年10月10日の終値8,970円に対して7.02%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均値9,100円に対して5.49%、同日までの過去3ヶ月の終値単純平均値8,470円に対して13.34%、同日までの過去6ヶ月の終値単純平均値7,503円に対して27.95%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。

本新株予約権については、第1回F K公開買付けが、買付予定数の下限が撤廃されたことで既に成立しており、第1回F K公開買付けにおいて本新株予約権の大部分が買付けられたことから、第1回F K公開買付けに対して応募することを希望していた本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けを通じた売却機会を提供する必要性が乏しくなったこと、本新株予約権については、対象者の役職員に対してストックオプションとして発行されたものであり、権利行使の条件として、新株予約権の行使時において対象者の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要するとされており、公開買付者が本新株予約権を取得したとしても行使することができないことを踏まえ、本新株予約権買付価格はいずれも1円とすることを決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付けの成立後に本スクイズ・アウト手続を実施することになった場合には、本新株予約権が対象者の役職員へのインセンティブ報酬として付与されていることに鑑み、本新株予約権者である対象者の役職員の皆様の不利益にならないよう、本スクイズ・アウト手続の一環として、本新株予約権の放棄等にご協力いただくことを条件に、F Kを除く本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に、本新株予約権の目的となる普通株式数を乗じた金額を交付することを予定しておりますが、その具体的な方法は本新株予約権者及び対象者と協議の上、決定することを想定しております。したがって、本公開買付けへの応募を希望されていた本新株予約権者の皆様に対する経済的な不利益が生じることはないと考えております。

なお、公開買付者は、上記のとおり、本新株予約権買付価格を決定していることから、本新株予約権買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関からの算定書は取得していません。

### ③ 算定機関との関係

上記「①算定の基礎」に記載のとおり、公開買付者は、対象者の事業及び財務の状況、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案して本公開買付価格を決定していることから、本公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関からの株式価値算定書及び本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりま

せんので、該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
53, 576, 345 (株)	21, 370, 674 (株)	一株

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(21,370,674株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(21,370,674株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数(53,576,345株)を記載しております。当該最大数は、(i)対象者第3四半期(中間期)決算短信に記載された2024年9月30日現在の対象者発行済株式総数(67,400,000株)に、(ii)対象者が公表した情報に基づく2024年11月19日現在残存する本新株予約権の目的となる対象者株式数(769,800株)を加算した数(68,169,800株)から、(iii)2024年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(4,386,929株)、不応募合意株式(10,198,526株)及び不応募合意新株予約権の目的となる対象者株式数(8,000株)を控除した数(53,576,345株)になります。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注5) 本公開買付け期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。
- (注6) 上記「買付予定数」は、本日時点の情報に依拠する暫定的な数であり、同時点以後の対象者が所有する自己株式数の変動等のために、本公開買付けにおける実際の数値が上記の数値と異なる可能性があります。本公開買付けの開始前に、本公開買付けの開始時点において入手可能な最新の情報を踏まえ、最終的な「買付予定数」を決定する予定です。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	116,997個	(買付け等前における株券等所有割合18.56%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	528,218個	(買付け等後における株券等所有割合83.81%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	102,064個	(買付け等後における株券等所有割合16.19%)
対象者の総株主等の議決権の数	629,211個	

(注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、上記「(5) 買付予定の株券等の数」に記載した、本公開買付けにおける買付予定数(53,576,345株)に係る議決権の数に、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」である0個を加算した数を記載しております。なお、本公開買付けにおける買付予定数のうち、第6回新株予約権(1,310個)及び第7回新株予約権(2,900個)の目的となる株式数(第6回新株予約権:262,000株、第7回新株予約権:290,000株)については、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の行使期間の初日が、それぞれ2025年4月1日、2026年3月27日であり、本公開買付期間中に、第6回新株予約権及び第7回新株予約権が行使され対象者株式が第6回新株予約権及び第7回新株予約権の所有者に対して発行又は移転されることを想定しておらず、また、第5回新株予約権のうち、FKが所有する第5回新株予約権については、FKが対象者の役職員の地位にはなく原則として行使条件を満たさないことから、本公開買付期間中に、第5回新株予約権が行使され対象者株式がFKに対して発行又は移転されることを想定されていないと考えられるため、本公開買付けにおける買付予定数に係る議決権の数は、対象者潜在株式勘案後株式総数(63,028,271株)に係る議決権数(630,282個)から本応募合意株式に係る議決権数(101,984個)及び本応募合意新株予約権の目的となる対象者株式数(8,000株)に係る潜在的な議決権数(80個)を控除した数(528,218個)としております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しておりますが、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」として、本日現在、本応募合意株主及び本応募合意株主が所有する対象者株式に係る議決権の数(116,917個)並びに本応募合意株主が所有する本応募合意新株予約権の目的となる対象者株式数(8,000株)に係る潜在的な議決権数(80個)の合計数(116,997個)を記載しております。また、本公開買付けにおいては、本応募合意株主が所有する本応募合意株式及び本応募合意新株予約権の目的となる対象者株式並びに対象者の所有する自己株式を除く、特別関係者の所有する株券等についても買付け等の対象とすることを予定しているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在、本応募合意株主が所有する本応募合意株式に係る議決権数(101,984個)及び本応募合意新株予約権の目的となる対象者株式数(8,000株)に係る潜在的な議決権数(80個)の合計数(102,064個)のみを記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者半期報告書に記載された2024年6月30日現在の対象者の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者潜在株式勘案後株式総数(63,028,271株)に係る議決権数(630,282個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (7) 買付代金

509,033,718,130 円 (予定)

(注) 買付代金は、買付予定数 (53,576,345 株) から第 6 回新株予約権 (1,310 個) 及び第 7 回新株予約権 (2,900 個) の目的となる株式数 (第 6 回新株予約権: 262,000 株、第 7 回新株予約権: 290,000 株) を控除した数 (53,024,345 株) に本公開買付価格 (9,600 円) を乗じた金額に、2024 年 11 月 19 日現在残存する第 6 回新株予約権の個数 (1,310 個) に第 6 回新株予約権買付価格 (1 円) を乗じた金額及び同日現在残存する第 7 回新株予約権の個数 (2,900 個) に第 7 回新株予約権買付価格 (1 円) を乗じた金額を加えた金額を記載しております。よって、本日以降の変動等により、本公開買付けにおける実際の買付予定数の数字が異なった場合には変動する可能性があります。

#### (8) その他買付け等の条件及び方法

##### ① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (21,370,674 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (21,370,674 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

##### ② その他買付け等の条件及び方法

決済の方法、公開買付開始公告日、その他買付け等の条件及び方法については、決定次第お知らせいたします。

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

### 4. その他

#### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

#### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以上

#### 【ディスクレーマー】

##### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

##### 【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

公開買付者及び対象者（その関連者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

##### 【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又は対象者（その関連者を含みます。）は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

##### 【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。